

平成 3 0 年

# 厚生委員会会議録

と き 平成30年5月14日

品 川 区 議 会

平成30年 品川区議会厚生委員会

日 時 平成30年 5月14日（月） 午後1時00分～午後4時40分

場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員	委員長 石田 秀男 君	副委員長 石田 ちひろ 君
	委員 鈴木 真澄 君	委員 若林 ひろき 君
	委員 浅野 ひろゆき 君	委員 鈴木 ひろ子 君
	委員 大倉 たかひろ 君	

出席説明員	中川 原 副 区 長	永 尾 福 祉 部 長
	大 串 福 祉 計 画 課 長	寺 嶋 高 齢 者 福 祉 課 長
	宮 尾 高 齢 者 地 域 支 援 課 長	松 山 障 害 者 福 祉 課 長
	飛 田 障 害 者 施 策 推 進 担 当 課 長	矢 木 生 活 福 祉 課 長
	福 内 健 康 推 進 部 長	川 島 健 康 課 長
	品 川 区 保 健 所 長 兼 務	
	三ッ橋国保医療年金課長	鈴木品川区保健所生活衛生課長
	鷹 箸 参 事 （ 品 川 区 保 健 所 保 健 予 防 課 長 事 務 取 扱 ）	仁平品川区保健所品川保健センター所長
	間部品川区保健所大井保健センター所長	榎本品川区保健所荏原保健センター所長

○午後1時00分開会

○石田（秀）委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、請願・陳情審査、報告事項およびその他と進めてまいります。

本日も効率的な委員会運営にご協力よろしくお願いたします。

また、本日は6名の傍聴申請がございましたので、ご案内いたします。また、その中で、1名の方から録音申請が出ておりますので、これを許可いたします。

---

1 請願・陳情審査

(1) 平成30年陳情第3号 荏原地域に障害者施設の整備に関する陳情

○石田（秀）委員長

初めに、予定表の1、請願・陳情審査を行います。

まず、(1)平成30年陳情第3号 荏原地域に障害者施設の整備に関する陳情を議題に供します。

本件は、2月27日の委員会で審査し、継続となっていたものであります。

なお、5月11日に21名の追加署名をいただいております。

それでは、本件につきまして、その後の経過などを含め、理事者より説明願います。

○松山障害者福祉課長

それでは、私から、平成30年陳情第3号 荏原地域に障害者施設の整備に関する陳情につきまして、ご説明させていただきます。

そもそも、荏原地区の障害者施設の整備につきましては、品川区障害者七団体の会員の方々から、既にご意見をいただいております。計画策定以前から荏原地区に施設が必要だという認識をしてございましたので、このたび策定いたしました第5期品川区障害福祉計画に明記させていただいております。

計画の中の29ページ「2 今期の福祉計画における主要テーマと今後の取組み」の中の34ページにございますが、「(5) 社会資源の開拓と地域による偏りの解消」といった部分におきまして、荏原地域は区内他地域と比べ、グループホーム、通所施設ともに不足している状況にあることを明記させていただき、区といたしましても、課題と捉えております。

その上で「取組みの方向性」といたしまして、現在行っておりますグループホーム開設助成等により、荏原地域での事業所開設を推進していくことを明記し、積極的に進めてまいります。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本陳情につきまして、ご質疑、ご意見等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木（ひ）委員

今、課長からお話がありましたように、今回、新たにつくられました第5期品川区障害福祉計画の34ページ、「現状と課題」というところに、区内の障害者事業所の所在は地域によって偏りが見受けられ、区内全域におけるサービス提供体制のバランスに配慮した社会資源の整備を行う必要があります。特に荏原地域は、区内他地域に比べ、グループホーム、通所施設ともに不足している状況にあります。サービスの担い手の開拓や同地域での事業所開設が課題となっていますということで、不足していることも認め、事業所開設は課題だと明記されております。

そして、「取組みの方向性」については、偏りの解消に向けて、グループホームの開設助成や社会福祉法人への支援等により、荏原地域での事業所開設を推進していきま書かれているわけなのです。

そこで、グループホーム、通所施設ともに不足しているのを認め、事業所の開設を推進していきま書と述べているのですけれども、荏原地域にグループホーム、通所施設をそれぞれいつまでに幾つつくるのか、その目標をしっかりと明らかにしなければ、実際に実現していかないのではないかと思うのですけれども、その点についてはどう考えているか、まず1点、お聞かせください。

それから、グループホームが去年、金子山に10人分できましたけれども、できた反面、廃止されているグループホームが、さらにその前に1カ所、廃止されて、それに続いて、八潮寮が廃止になったことも聞いたのです。八潮寮が廃止になった理由は何なのかについてもお聞かせください。

#### ○松山障害者福祉課長

まず、1点目のいつまでに幾つつくるのかというご質問でございます。計画は32年度になっておりますので、障害福祉計画につきましては、3年間という縛りでございます。幾つつくるのかということでございますけれども、何カ所ということではなく、できれば区内、もちろん荏原地域は重点地域ですけれども、荏原地域以外でもできるところはつくっていく所存でございます。

もう一点目は、廃止したグループホームでございますけれども、八潮寮を3月に廃止したことは聞いております。ただ、廃止した理由でございますけれども、さまざまな事業所がございますので、内部の事情ということは聞いてございます。

#### ○鈴木（ひ）委員

この計画の中には、はっきりと荏原地域に不足していると明記されているわけなのです。ですので、荏原地域にまず3年間の計画ということであれば、この3年間の計画の中で、荏原地域にグループホーム、通所施設を何人分つくる、その目標を決めて動いていかない限りは、不足したことを認識しただけで、これを解消するということにならないのではないかと思うのですけれども、その点をもう一回、お聞かせください。

#### ○松山障害者福祉課長

計画に明記させていただき、公表させていただいたということは、区としてきちんとここで明言をしていることとなりますので、荏原地域に3年の間につくるということの明言でございます。

実際、人数でございますけれども、実際問題、土地の広さ、規模がどれくらいかによって異なりますので、もちろん区といたしましては、定員が多いほうがいいわけですが、どうしても、区で要望していることと持っている土地の事情については、その定員が土地の事情によって決まってくると考えております。ただし、区といたしましては、荏原地域にできるだけ多くの定員のあるものをつくっていくことはきちんと計画に明記させていただいております。

#### ○鈴木（ひ）委員

それでは、改めて確認させていただきたいのです。荏原地域に足りない、開設を推進していく、こういうふうに変えたということは、この3年の間に区としてグループホーム、通所施設を荏原地域につくっていくという方針を立てて、それを実行していくということで確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

#### ○松山障害者福祉課長

3年の計画の中でということなので、荏原地域につくっていくという方針は、区として、この計画の中で示してございます。その方向性なので、できるだけ様々な、あらゆる方法を使いながら、それに向

かって、私たちの課は実際に動いていきたいということでございます。

#### ○鈴木（ひ）委員

ありがとうございます。区の姿勢が積極姿勢になったような思いがして、それをぜひとも実現するところで頑張っていたきたいと思えます。よろしく願いいたします。

実現をするにあたっては、開設助成や社会福祉法人への支援等とここに書かれているので、これだけだと、民間事業者が手を挙げてきたら荏原地域に誘導するということでは、私は、なかなかこれは実現できないのではないかと不安に思うのです。

前日も主張させていただいたのですけれども、区が主体となって、区立の施設を建てて、指定管理者を公募するというやり方にしてこそ、実現できるのではないかと思うのですが、そういう方針は持たないのかについてもお聞かせください。

今回、この陳情を出されている品川区の障がい者福祉を考える会の方から、改めて、就労継続支援B型の施設は、平成6年の区立西大井福祉園以来、24年間、新たな施設がつけられていない状況だという資料を私たち厚生委員はいただいたのです。そういうところから、私は改めて、民間頼みでは荏原地域の事業所開設は実現できないのではないかと思うのです。それとあわせて、先ほどの区が主体でぜひとも建てていただきたい、そういう方針を持っていただきたい、そのことについてはいかがでしょうか。

#### ○松山障害者福祉課長

まず1点目、区立で指定管理という方法もあるのではないかとということでございますが、いろいろな方法があるとは思っております。どういった方法であれば、区が計画の中で明記したゴールにたどり着けるのかということでございますので、いろいろな方法を探っていききたいと思っております。

もう一つは就労継続支援B型の関係ですけれども、民間頼みではだめではないかというお話でした。もちろん区も積極的、主体的にとは、当然、考えることでございますので、今の時点で、こういった方法であれば必ず来るということではないのですけれども、実際問題、整備費助成の中でも、土地の取得費等をきちんと計上しております。そういったことで、区が主体的に動くということは、予算を見ただけですとおわかりかと思えます。様々な方法を使いまして、この計画にのせているゴールに向かって努力を重ねていききたいと思っております。

#### ○鈴木（ひ）委員

さまざまな方法があるということなのですが、荏原地域にはずっとないわけです。今、申し上げましたように、24年間も就労継続支援B型についてはつけられてこなかった状況です。資料の中でも、西大井福祉園の生活介護は25人の定員のところを36人が通っていて、就労継続支援B型のところは15人のところを19人通所しているということで、育成会の方々と私たちが懇談をさせていただいたときにも、数年前からずっと定員を大きく超えて受け入れている問題が訴えられていたのです。

結局、通うところがなくて、他の区の施設に通わざるを得ないとか、そういう状況が今の品川区の現状ですし、特にその中でも、荏原地域が、障害者の方々に対して、品川区であるために苦勞をかけている状況があると思うのです。整備率も、就労継続支援B型は23区でも21位、グループホームでは、知的が20位、精神が22位、23区の中でも整備率が低い状況にありますし、この間、他の区の状況を何区かいろいろとお伺いして、話を聞かせていただいているのですけれども、就労継続支援B型が足りないことはないという区が多いのです。そういう中で、品川区は飛び抜けて施設数、整備率が少なく、定員を超えて受け入れ、さらに、それでも通うところがなくて、他区に通っている状況なのです。

様々な方法があつて、何としてもという課長の決意が先ほどの答弁の中からは聞かれたと私は思いま

したので、ぜひ、ここは期待をしたいと思うところです。こういう実態を認識したからこそ、今回の計画の中にも書かれたのだと思いますので、ぜひとも、手を挙げる事業者がなかったためにできませんでしたということはない、そこまで区としては実現に向けて頑張るのだと、改めてそのところを確認させていただいていいかということが1点。

もう一つは、先ほどから支援の補助金を増やしたと言われたのですけれども、改めて、グループホーム、就労継続支援B型の土地取得の支援までできたのでしょうか。そこら辺の支援の拡充分について教えていただけたらと思います。

#### ○松山障害者福祉課長

まず、1点目、要は、ゴールにたどり着くまでの決意になろうかと思います。そもそも、品川区障害者七団体の会員の方々からも既にこちらの計画にのせる前からご意見を頂戴しております。計画の中でも、荏原地域での事業所開設を積極的に推進していくという決意は表明させていただいております。区民の皆様に誠実に応えるために、私としては、ゴールを目指して必死で取り組む決意でございます。

もう一点ですけれども、障害者グループホーム等整備費補助事業です。土地取得につきましても、きちんと明記をさせていただいております。障害者グループホーム等を品川区内に新規に開設する場合の費用の一部補助をします。きちんとホームページにも、事業者向けに表明させていただいております。ただホームページに載せるだけではなくて、品川区としては、きちんとこちらにつくと表明させていただいておりますので、ホームページ等々、事業者向けにも宣伝はしていきたいと思っております。

#### ○鈴木（ひ）委員

ぜひ、実現に向けて取組みを進めていただきたい。そして、改めて、今回の計画を案の段階から見せてはいただいていたのですけれども、今回、こういう陳情を審査するにあたって、どれぐらい障害者の認定の方、手帳が増えているのだらうと思って、この計画を見せていただいたのです。

平成24年から平成29年の推移がこの計画には書かれているのですけれども、愛の手帳の所持者がこの5年間で308人、19.6%増加している。精神障害の手帳の認定者は589人、32.8%増加している。また、18歳未満の方も、愛の手帳が24.5%、身体障害が16.6%増加しているところでは、この需要はますますこれから増えてくるのではないかと思います。

そういうところも踏まえて、先ほど3年の間に幾つつくるかは明確にしていないということなのですが、その需要の把握と、幾つつくるかという目標をはっきりとさせて、それに向けて1カ所でもできればというのではなくて、そういう人たちを路頭に迷わせない目標を立てて、しっかりとその実現に向けて取り組んでいただきたいと思うのですけれども、その点、お聞かせください。

#### ○石田（秀）委員長

鈴木ひろ子委員、待ってください。これは陳情審査をしていて、今の話は計画の話になっていて、陳情は荏原地域で、先ほども具体的に3年計画の中でつくっていきます、7団体の方々からも聞いて、こうやって文章で書いたもので、きちんと我々は明言していると一緒にことなのでと言っていらっしゃる。それを改めて、需要がどうだから、荏原地域に具体的に幾つつくるのかということとは先ほどお聞きになって、いろいろな形の中でやっていきます。結果的に、今、いろいろなところをお話しになったけれども、計画の話がされているのであって、陳情の話ではないと私は思うのです。今は陳情審査をしていて、全部、何でもありということはないと私は思っているので、陳情審査に沿った質問をしてください。お願いします。

#### ○鈴木（ひ）委員

荏原地域にこれだけ足りないというところで、この陳情は、この計画の中からも出されてきている中身だと思うのです。

**○石田（秀）委員長**

さっき答えたでしょう。そのことは計画に出て、3年の中でこうやっていきます。それは1カ所かどうかとお答えはしていないけれども、書いたからには責任を持ってやっていきますとは言ったでしょうと、今、私、言いましたよね。

**○鈴木（ひ）委員**

そうです。

**○石田（秀）委員長**

その答弁もありましたよね。だから、改めて同じことを聞かれると、計画に入るのではなくて、今は荏原地域の障害者施設の陳情をやっているのです、そこはご理解していただかないと、毎回、同じことを話すことになるので、それはお願いします。

**○鈴木（ひ）委員**

この陳情者の方からも、いつまでに幾つつくるという目標をしっかりと立てていかないと、1カ所できればそれでいいものではないだろうと、今回、資料をいただくときにも改めて言われましたので、私は、陳情者の思いを受けて。

**○石田（秀）委員長**

いいですか。先ほどそれは聞かれましたよね。3年の中でどうしていく。答弁もありました。同じことを繰り返さないでくださいと私は言っているのです。その話はわかっています。だから、そこを踏まえて質問をしていただくのは構いません。とめる気はありません。同じことを何度も繰り返しになる。それから、荏原地域の陳情をやっている。計画に入るのではない。そこはきちんと分けて物事を話していただかないとだめです。繰り返しになる。私は話をとめる気は一切ありませんので、それは理解してやっていただきたい。

**○鈴木（ひ）委員**

いつまでに幾つというのははっきりと言えないということだったのですけれども、いつまでに幾つという目標をぜひ立てて、ロードマップをはっきりさせて、そして実現をしてほしいという陳情者の思いですので、そのところを私はお聞きしたい。いつまでに幾つというのが言えないということでした。障害者の方も増える、需要も増える、そして、現状もこんな状況になっている。そういうところからすれば、3年間に1カ所できれば済むだろうというものではないと私は思います。いつまでに幾つつくるという需要もはっきりと区としてつかんで、計画を立てて、ロードマップをつくって、実現してほしい。そういうところで、改めて質問をさせていただきました。

**○松山障害者福祉課長**

私としましても、1カ所できればという思いはしておりません。実際問題、きちんと障害者の方が地域で、住みなれた品川区で暮らせるようにという目標は掲げております。この計画も3年間と限っております。もちろん荏原地域で可能性のあるところを当たりまして、1カ所つくればいいということではなく、できれば複数とは思っております。3年の間にできるだけ努力を重ねて、目標に近づきたいと思っております。

**○若林委員**

3年計画で、荏原西、東地区に最低1カ所、また、それ以上にグループホームや通所施設と明確にご

答弁があったということで、これは大変高く評価されるべきと思っています。

3年間というので、さっきの質疑でもありました、区で指定管理でやるとなると、相当数の時間がかかります。あと、民設民営という、そんなに調整の必要がなくて、大きく立て分けると、短い期間でできる。3年間ということですので。そうすると、例えば、両方のパターンで、こっちのパターンだったら、この3年間のこのぐらいまでにめどを立てないといけないとか、こっちのパターンだと、もうぎりぎりになって決まってしまうと間に合うとか、そのスケジュール感を確認します。

#### ○松山障害者福祉課長

委員、ご指摘のとおり、指定管理という手法をとりますと、公募から選定、それから議会を通すということで、当然ながら、かなり時間は要します。民設民営ですと、昨年度、グループホーム金子山ができましたように、比較的、早い時間でできるかと思います。ただし、どちらも土地の取得等、ソフト面だけではなくて、物理的な整備が必要ですので、物理的な整備につきましては、両方とも時間がかかるのはそのとおりでございます。民設民営以上に、おそらく1年か2年以上は指定管理のほうがお時間を頂戴することになろうかと思っております。

#### ○若林委員

ありがとうございます。今、土地の取得、物理的などところということで、確かに土地、まとまった面積となると、なかなかすぐに丸とはならないのですけれども、この前の第1回目の陳情審査と今日を総合すると、3年間という中では、区でも民間でも、あらゆる手法、手段、ツールを使って、何とでもということによろしいのか。これは確認をさせていただきます。

#### ○松山障害者福祉課長

指定管理でも民設民営でも、ありとあらゆる手法を使いまして、区として、何とでも3年の間に荏原地域につくっていくというのは変わらないです。

#### ○石田（ち）副委員長

前回より、とても強い思いが伝わってきたと私も思うのですけれども、前回の課長のときは、開設を目指していくのだという気持ちを計画にのせたのだということで、気持ちも大事なのですが、それをどう具体化していくのか。私も聞いていて、気持ちも大事だけれども、それではなと思っていました。同じ思いを陳情を出された方たちも思っていて、足りないという認識、そして、つくりたいという気持ち、これは評価したいということだったのです。けれども、目指すと言って、できないというのが、この間も障害者福祉ではない分野でもあるので、ロードマップは欲しいというのが陳情者の方々の声だったのです。

前回の陳情審査のときに、課長が、できれば年に1カ所でもつくっていければと考えていますとおっしゃったのです。ですので、そういうロードマップがこれからつくられるのかと私は思って、陳情が継続になったので、その後、継続なら、注視しながら聞いていこうと思っていたのですけれども、今の話を聞いていると、今の段階では、できれば年に1カ所。きっと努力はあるけれども、そういう具体的なロードマップはないということを1つ確認したい。

それと、一日でも早く欲しいという思いが、こういう陳情を出された方々、当事者の皆様にはあると思うのですけれども、今も議論の中で、いろいろな方法で建設していきたいというお話だったのです。土地の問題で、この間、林試の森公園隣の公有地とか荏原第四中学校跡地とか、いろいろあると思うのですけれども、今、区が考えている、建てられるであろう、建てていきたいという中には、どういった土地を考えられているのか。林試の森公園隣の公有地や荏原第四中学校跡地は対象にあるのか。計画が



大事なのです。そのほかにも何か、こういうところで建てられれば検討したいというようなものはあるのでしょうか。

#### ○松山障害者福祉課長

具体的な土地についてのご質問かと思います。林試の森公園や荏原第四中学校跡地は、前年度からも、所管の担当する課として、要望としてきちんと伝えていきます。実際に、区全体の土地の活用を考える関係の部署では、林試の森公園などについては、まだ今、協議を国や東京都と進めているところだとは聞いてございます。今、具体的な土地というよりは、こういうところに建てていきたいところとしては、もう既に私どもは要望はして、きちんと意見表明はさせていただいております。あとは、区全体として、その所管もきちんと努めているのは聞いておりますので、今後、荏原地域に、私としましては、この計画の3年の間に、ぜひとも、何としてでもつくりたいというのは変わるものではございません。

#### ○石田（秀）委員長

ほかに。よろしいですか。

ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、平成30年陳情第3号の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

#### ○鈴木（真）委員

自民党・子ども未来としては、結論を出すということで、今回はお願いいたします。

考え方としては、今、理事者の方からいろいろお話を説明いただきましたし、それから、第5期品川区障害福祉計画、第1期品川区障害児福祉計画の中にも出ておまして、お話があったように、34ページの「取組みの方向性」の中に、荏原地域での事業所開設を推進していきます、合わせて、機能強化に向けた取組みも出ております。各団体からさきにお聞きしていたように、区としても十分そのことは理解しているということで、この陳情の目的には応えた対応をしていることから考えると、今回の陳情は不採択ということで、自民党・子ども未来として、いろいろ考えたのですが、結論として、そこに持っていかせていただきたいと思います。

#### ○若林委員

結論を出すです。

内容としては、今、一定の質疑もさせていただき、また、私どもとしても、会派として、例えば平成28年の決算特別委員会で、八潮地区での障害のある方の就労の問題も取り上げて、スポットを当てさせていただいて、今年の代表質問でも、林試の森公園という荏原地域のことも含めながら、取り上げていただきました。

この間、前回の2月の審査から注視をしていきたいと思いますということで継続になったわけですが、今回の障害福祉計画の中の、先ほどから出ている34ページのくだり、それから、本日の障害者福祉課長の一定の大きな取組みという決意、また方向性、方針を私たちとしては確認させていただいたということで、私たちのこれまでの質問、要望等も含めて、この陳情については不採択で結構かと思えます。

#### ○鈴木（ひ）委員

結論を出すということで、もちろん採択を主張したいと思います。

ここに書かれていることは、全く切実な、そのとおりのことで、この間、審議をする中で、区に対し

でも、さまざま訴えることができたと思っています。その中で、区もこの計画に書き込んで、そして、何としてでも3年の間にはつくっていく、今日はそういう答弁も課長から聞かれました。

それを一日も早く実現させていくためには、区議会でこれを採択して、それを応援していく、後押しをしていく、そういうことこそ、私は議会の役割だと思います。

採択を主張したいと思います。

#### ○大倉委員

まずは、本日、結論を出すということでお願いいたします。

前回から継続ということで注視をしてきて、先ほどほかの委員からも出ていましたが、第5期障害福祉計画の34ページにも荏原と記載がされ、偏在も課題と捉えていて、今後も推進していくという課長のご答弁もありました。あらゆる手法、さまざまな手法で、何としても3年間でつくっていくという決意、また、ゴールを見据えて、しっかりと取り組んでいくということも確認しましたし、1カ所がいいと思っていないというお話もいただきました。そういった中で、しっかりと区の中で取り組んでいっていただくということで、この陳情に関しては不採択で結構と判断しました。

#### ○石田（秀）委員長

それでは、平成30年陳情第3号につきましては、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

#### ○石田（秀）委員長

ありがとうございます。

それでは、平成30年陳情第3号 荏原地域に障害者施設の整備に関する陳情を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

#### ○石田（秀）委員長

ありがとうございます。

賛成者少数でございます。よって、本件は不採択と決定いたしました。

---

(2) 平成30年陳情第4号 品川区公式ホームページにおける障害福祉関連ページの充実を求める陳情

#### ○石田（秀）委員長

次に、(2)平成30年陳情第4号 品川区公式ホームページにおける障害福祉関連ページの充実を求める陳情を議題に供します。

本件も、2月27日の委員会で審査し、継続となっていたものであります。

なお、こちらにつきましても、5月11日に21名の追加署名をいただいております。

それでは、本件につきまして、その後の経過などを含め、理事者よりご説明願います。

#### ○松山障害者福祉課長

それでは、私から、平成30年陳情第4号 品川区公式ホームページにおける障害福祉関連ページの充実を求める陳情につきまして、ご説明させていただきます。

品川区のホームページの充実につきましても、品川区障害者七団体の会員の方々からご意見を頂戴し

ておりましたので、昨年度から順次、改善に取り組んでいるところでございます。

具体的に申し上げますと、昨年度、ご指摘いただいた古い情報については改善しております。また、「障害福祉サービスのご利用の流れ」、「相談の窓口」を載せたこと、また、「障害のある方のための施設」の一覧の中で、施設名をクリックしますと、区が作成しました、施設の写真を含め、所在地などの基本情報を掲載しております。さらに、別ウィンドウをつくりまして、法人など運営事業者のホームページに飛ぶよう、リンクを張っております。職員が順次、作業を進めておりますので、少々、お時間がかかっているところもございますが、区立施設だけではなく、民間の事業者にも飛ぶように掲載をしてございます。

さらに、障害のある方へのトップページのお知らせの部分につきまして、何を変更したのかがわかりにくいというお声もございましたので、区民の皆様を知っていただくために、変更した情報を順次、載せるようにいたしました。

また、区のホームページはどうしても形式が決まっておりますので、わかりにくい部分もございました。そのため、高齢者福祉課で、区のホームページとは別に、品川区の介護保険という、WEB版なのですが、そちらに制度全般に関する情報等も載せておりますので、同様に、障害者福祉に関しましても、9月1日の開設を目指して、今、事業者と打ち合わせをしているところです。ただ、9月1日というよりは、できるだけ早い開設をとということで、今、準備をしている段階でございます。

#### ○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本陳情につきまして、ご質疑、ご意見等がございましたら、ご発言願います。

#### ○鈴木（ひ）委員

去年の8月ぐらいに、1回、話し合われたときからすれば、かなり大きく変わって、区が努力をされていることもわかるホームページになっていると思います。それは評価をしたいと思います。

その上で、さらに改善というところでは、前回の審査のときにも申し上げたのですが、これは広報広聴課でないとなかなか難しいと言われたのですが、「健康・福祉」のところから入るのです。「健康・福祉」のところからいろいろなものが出てきて、そこから「障害のある方へ」というところに入るので、障害者福祉をきちんと位置付けているというところからすると、障害者福祉とか障害福祉という項目を初めからクリックするとすぐに飛べる、そういうホームページの区が幾つもあるのです。広報広聴課と相談していただいて、ぜひ、障害者福祉重視という姿勢からも、初めからトップページに障害者福祉を入れていただけないかというのが1点です。

もう一つ、いろいろ新たな追加資料をいただいたのですが、ワンクリックで行けないところがあります。例えば、施設のところに行くのに、「健康・福祉」のところから「障害のある方へ」というところへ来て、そこから、その「施設など」というところも、どういう施設で、どういう中身をやっているのかというのが、皆様、関心のあるところなのです。そのところに行くのに、「施設など」というのがずっと来て、幾つもの項目の中の真ん中ぐらいにあるのですが、そこをクリックして、さらに「区内の障害者（児）施設」に飛んで、それから、「障害のある方のための施設」へと行って、4回クリックしないとそこに行けないことになっています。

私は、相談がまず第一だと思うのですが、その次には施設というところがすぐに来るようなというご要望も出されているので、何回もクリックしなくても行けるようなホームページにしていだけたらというのが2点目です。

もう一つは、先ほど課長からありましたように、リンクが張られて、様々な施設のところがどんな事業をやっているのかもわかるようなホームページになってよかったと思っています。ただ、リンクした先に行ったときに、社会福祉法人によって、様々なホームページのつくり方で、写真とかはほとんどなくて、事務的なところもあつたりするのです。ぜひ、そういうことは区からも援助していただけたらという思いがしています。

それと、これは、今ありましたように、充実に向けての途中の段階だと思いますので、まだまだ施設にリンクが張られていないところもたくさんあります。そこは、これからもっと充実をしていっていただけるように、ぜひお願いしたいと思っています。

それと、ホームページで何をまず第一に知りたいかという、相談支援ではないかと思うのです。そちらも前に比べたら改善されたのです。障害者別というのが記入もされて、きちんと整理をされたページにはなったのですが、障害者（児）の相談となっているにもかかわらず、障害児の相談がないのが1つ。その相談も、ただ1ページだけで終わっているのです。どういう相談がどういうふうに分けられるというところまで書かれていると、もっと親切だと思います。

障害者団体の方々や障害者ご自身、その家族の方はどんな情報を求めているか、どういうホームページにしてほしいかという意見をかなり持っていらっしゃる方が多いと思うのです。ぜひ、そのご意見をお聞きする場をつくられたらどうかと思うのですけれども、その点についてもお聞かせください。

#### ○松山障害者福祉課長

幾つかご質問をいただきました。

障害者福祉を区のホームページのトップにしたらどうかということでございますが、広報を所管する課と協議してまいります。

2点目のクリックを何回もしないとたどり着かないという、ページの構成の仕方であろうかと思っております。私どもも、これがベストとは思っておりませんので、職員も、また工夫して、見やすい、あまりクリックをしない形での構成を考えてまいります。

3点目の社会福祉法人のページにつきましては、それぞれ社会福祉法人とも、ご自分の顔となるホームページですので、工夫していただくようこちらからも伝え、区と一緒に、障害者の方が見やすいホームページづくりを工夫してまいります。

4点目なのですが、障害者（児）の相談の関係です。こちらも、まだまだ工夫のしがいがあるということで、さらに充実していこうと考えております。また、もちろん当事者の方が一番見やすいということになりますと、やはり障害のあるお子様を持つお母様のご意見や、あるいは、視覚障害の方、聴覚障害の方、一口に障害といっても幅広い方がいらっしゃいますので、それに全部、適したホームページはなかなか難しいかもしれません。ただ、当事者のお声は、折に触れお会いする機会も日常的にも多々ございますので、その中から、実際にご自身がお困りのこととか、お声を直接、お伺いしながら、工夫を重ねてまいります。

#### ○鈴木（ひ）委員

前向きな答弁をありがとうございます。ぜひ、そういうふうに真摯に障害者の方々の声を受けとめるという姿勢で充実をしていただきたいと思います。

もう一つは、情報量が少ないとお聞きしているのですけれども、できる限り情報量も増やしていただきたい。

情報公開でも、私は、もっとホームページの中で工夫が必要なのではないかと思っています。例えば、

今回つくられた障害児者の福祉計画の中でも、P D C Aサイクルで、1年ごとに実績を評価して、見直していくことになると思うのですけれども、1年間の実績も他区では公表されています。障害のある方々、また、区民への情報公開という点からも、できる限り開かれた区政に、ホームページで情報公開していただきたいと思うのですが、最後にこのことだけお伺いします。

#### ○松山障害者福祉課長

委員ご指摘の計画を策定した後のP D C Aのご質問でございます。例えば、介護保険制度の運営状況がございますように、策定して、P D C Aということで、1年ごと、どこまで、どのように進んだかは、当然ながら、区民の方にお知らせするものだと思っております。それについては、当然、ホームページ等でも考えてまいります。

#### ○鈴木（ひ）委員

ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願ひいたします。

#### ○石田（ち）副委員長

先ほどの説明の中で、品川区の介護保険と同様に障害者福祉も、9月1日を目指してつくられているということだったのですけれども、WEBページは事業者の方と相談してとご説明があったのですが、WEBページにすることと、ホームページになっているところでの扱い、やりやすさとか、区のつくりやすさとか、自由度が違うのでしょうか。そこら辺を伺いたいと思います。

#### ○松山障害者福祉課長

区のホームページにつきましては、障害者福祉課の職員が一つずつ直しているのが実情でございます。そのため、業者という、WEBを扱う専門的なプロではないために、どうしても構成等につきましては、お時間を頂戴してございます。品川区の障害者福祉版として、検索したときに、そのWEBページが品川区のホームページから別ウィンドウで、今、介護保険が飛ぶ仕組みになっているのです。そういう形で、同じように、今後に向けて、今、つくっているところでございます。ただ、具体的にどういうホームページにするかはまだまだこれからでございますので、まだまだ工夫は必要だと思っております。

#### ○寺嶋高齢者福祉課長

1点、補足させていただきます。今、高齢者福祉課で品川区の介護保険というWEBページを運営しております。東京法規出版という事業者で、紙ベースのパンフレットも実際つくっている事業者であります。こちらに委託しております一番のメリットは、先ほど障害者福祉課長からもご答弁申し上げたとおり、やはり区のホームページは一定程度の制約があるということ。メンテナンス等の手続等もある。それに対して、東京法規出版は、東京法規出版のサイト、ページを丸々借り切る形でやっておりまして、年に1回、更新を含めた委託をしております。年に1回、必ず掲載の全事業者にご連絡をして、変更点があったら、情報を提供してもらったものを東京法規出版で一括して更新するというので、確実に年に1回の情報の更新ができる。それからあと、事業所の検索機能等がついているということで、区のホームページより、かなり専門的に特化したページになっているということがあります。それからあと、I Dパスワードを各事業者に付与して、各事業者のほうでも独自にメンテナンスが可能だということ。例えば、月間のお知らせ等を載せたりする場合に、これが活用できる。

こういったものがありまして、区の一定程度の制約の中でやっているホームページと比較しますと、かなり使い勝手がいいものだと評判をいただいております。

#### ○石田（秀）委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、平成30年陳情第4号の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

#### ○鈴木（真）委員

自民党・子ども未来としては、結論を出すということをお願いいたします。

その結論についてですが、自民党・子ども未来の中でも、今回、先ほどと同様に、いろいろな検討をさせていただきました。その中で、理事者から説明がありましたように、遅くとも9月1日、それ以前にできる状況をつくると、現在進めているということで、この件についても、この陳情の要望には区として応えているということで、不採択という考え方をいたしたいと思います。

#### ○若林委員

結論を出すです。

一定の趣旨にはかなっているという区の答弁もあり、理解をいたしますので、不採択で結構だと思います。

結論はそういうことなのですが、品川区障害者七団体の声を既にいろいろな形でお聞きしている。それから、具体的に、クリックして、何とかが出てきて、何とかが出てこない。委員会審査としては非常にづらいところがあります。品川区障害者七団体も含めて、皆様の思いというのは、そういう声があって、区がしっかりそれを聞いて、それを具体的に、いろいろな障害の種別がある中で、どれが一番、ベストマッチングなのか。さっきの区の職員がやられることも含めて、この陳情では、必要な情報のホームページの掲載をお願いしますと、本当にそのとおりなのです。それを技術的にどうするかはまた別問題で、改めて、そこら辺が一番いいやり方、ベストマッチングを考えたり、合理的配慮を本当にどこまで、実際、100%やらなければいけないのですけれども、そういうことを考えるとそこら辺はしっかり取り組んで、改めていただきたいという趣旨でございます。

#### ○鈴木（ひ）委員

結論を出すということで、採択をお願いします。

この陳情を出された、障害を持った方にとって、ホームページから情報を得るのは本当に大事な媒体であって、ここの充実は本当に欠かせないということが、改めて、この陳情を出されたことによって私たちが認識することができたと思います。そのことによって、区も前向きにこれを捉えていただいて、かなり改善もされてきていると思うのですけれども、常にもっと改善が望まれるところですので、さらなる充実をしていっていただきたいと思います。

この陳情については、ぜひとも採択でお願いしたいと思います。

#### ○大倉委員

まずは、本日、結論を出すということです。

態度については、今、お話を聞かせていただいて、今あるものについては改善をしてみましたということ。また、9月1日開設を目指してホームページを新しく、別ウィンドウ、別のリンク先から飛ぶ形でもやる、できるだけ早くやっていくということです。また、当事者の声も、つくるにあたってしっかりと聞いていくということも伺いました。

そうした中で、この趣旨に対しては十分取り組んでいるというところで、態度として不採択でお願いします。

先ほど来、さまざま委員から言っていますが、今後、アクセシビリティをいかに高めていくかは、まだまだしっかり努力をしていかなければいけないところだと思いますので、その辺は取り組んでいただければと思います。

**○石田（秀）委員長**

それでは、平成30年陳情第4号につきまして、結論を出すとのご意見でまとまったようでございますので、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○石田（秀）委員長**

それでは、平成30年陳情第4号 品川区公式ホームページにおける障害福祉関連ページの充実を求める陳情を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

**○石田（秀）委員長**

ありがとうございます。

賛成者少数でございます。よって、本件は不採択と決定いたしました。

---

**2 報告事項**

(1) 品川区立平塚高齢者多世代交流支援施設運営事業者の選定に係る公募について

**○石田（秀）委員長**

次に、予定表の2、報告事項を聴取いたします。

まず、(1)品川区立平塚高齢者多世代交流支援施設運営事業者の選定に係る公募についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

**○宮尾高齢者地域支援課長**

それでは、私から、品川区立平塚高齢者多世代交流支援施設運営事業者の選定に係る公募について、ご報告をさせていただきます。

本日、A4両面刷りの1枚の資料と、左側、ホチキスどめ2カ所、実施要領（案）をお配りさせていただいております。

まず、A4の両面刷り資料に基づいて、ご説明をさせていただきます。

1、趣旨でございます。平塚高齢者多世代交流支援施設、呼称平塚ゆうゆうプラザですが、こちらは、区民の方の身近な憩いの場、交流の場として、高齢者の皆様の健康維持、増進、生きがいを支援するとともに、高齢者と多世代の区民の方々の交流を図る施設として、来年、平成31年3月1日の開設を予定してございます。

なお、施設の運営にあたりましては、区と運営事業者とのパートナーシップのもとに、運営事業者の持つノウハウを活かし、良質で効果的なサービスが効率的に提供できるよう、指定管理者制度を採用することといたしまして、運営事業者につきましては、公募型のプロポーザル方式にて選定をいたしたいと思っております。

2に入ります前に、実施要領（案）の12ページに今回の施設の平面図を掲載してございますので、

こちらとあわせてご覧いただければと思います。

## 2、施設の概要でございます。

(1)名称、品川区立平塚高齢者多世代交流支援施設、呼称といたしまして、平塚ゆうゆうプラザでございます。所在地、品川区平塚二丁目10番20号で、旧平塚シルバーセンターの跡地となります。(3)敷地面積、477.05平方メートル、建築面積、260.89平方メートル、延床面積、534.77平方メートル、建物の高さ、9.953メートルでございます。建物の構造は、地上2階建て、鉄骨造を予定しております。

(8)スケジュールでございますが、現在、建築工事中でございます、平成31年1月に建物の竣工予定、平成31年3月に建物の開設予定でございます。

## 3、実施事業でございます。

(1)高齢者の介護予防、健康維持・増進および生きがいを支援する事業といたしまして、主に1階での事業展開を予定しております。

(2)在宅子育て世帯支援事業、具体的にはポップンルーム事業、オアシスルーム事業を想定しております。主に2階を活用しての展開を考えております。

(3)、(1)と(2)でそれぞれ高齢者の方々、在宅子育て中の方々を対象とした事業を考えておりますので、両者が交流できるような多世代の区民との交流を支援する事業を想定しております。

## 4、運営事業者公募の概要でございます。

応募要領(案)、運営要領(案)に詳細なところを書かせていただいておりますが、4にポイントと思われる事柄を掲載させていただいておりますので、まず、こちらに沿って説明をさせていただければと思います。

### (1)公募内容でございます。

①上記実施事業、上の3、実施事業の(1)から(3)を指してございます。3つの事業の趣旨・内容を満たした事業の企画・運営。

②といたしまして、当然のことながら、施設の運営管理、全体の建物の維持管理、利用者の皆様への施設の貸し出し等々を想定しております。

### (2)運営事業者の主な応募資格でございます。

①事業実績でございますが、以下、ア・イどちらの実績も有することといたしまして、高齢者福祉施設、高齢者を含む多世代が利用可能な交流施設・複合施設等の運営実績を有すること。イといたしまして、保護者と就学前の児童が気楽に立ち寄っていただき、自由に遊べる場。そして、生後4ヶ月から就学前の児童の一時預かり保育の場等の運営実績をお持ちであるということ。こちらを主な応募資格とさせていただきます。

裏面をご覧ください。裏面に掲載をさせていただいたのが②財務状況でございます。当然のことながら、事業者の経営が安定し、継続した事業運営ができる、確固たる財政基盤をお持ちであるということです。

③その他といたしまして、区が開催する本事業の公募説明会は5月28日月曜日を予定しておりますが、説明会にご参加いただけること。こういったことを主な応募条件とさせていただきます。

(3)主なスケジュールをこちらに掲載させていただきました。公募期間といたしまして、明日、5月15日火曜日から23日水曜日、区のホームページに情報を掲載させていただきたいと考えてございます。②の説明会、その記事をご覧いただき、興味を持っていただいた運営事業者に出席をしていただく説



明会でございますが、5月28日月曜日を予定してございます。その後、提案書を提出いただくのが6月14日木曜日。こちらでそれをいただきましてから、審査を7月中にさせていただきますして、審査会・選定会議は7月下旬を予定しております。そして、最終的には議会にご報告をさせていただいて、決定・公表が本年の11月から12月頃で、全体のスケジュールを予定してございます。

なお、別添の今日お配りした実施要領（案）でございますが、前半部分は、今、私からご説明をさせていただきますました応募に当たってのポイントとなる事柄でございます。

3ページから、具体的に提案にあたっての諸条件ですとか、おめくりいただいて、4ページ、具体的にこういった内容を提案してくださいという、7、提案内容。そして、5ページ以降は、運営事業者をこのように審査・選定してまいりますという、一連の手続の流れについて掲載させていただいてございます。8ページから、10、応募書類といたしまして、実際に運営事業者の方にご提出いただく書類の説明。10ページ、11といたしまして、公募・審査の流れ。そして、11ページ以降は建物、施設の位置図、平面図、実際に運営事業者からいただきたい書類、様式、こういったものを掲載させていただきます。

これらの内容を明日から区のホームページに掲載させていただきたいと考えてございます。

#### ○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○鈴木（ひ）委員

今まで、多世代交流のゆうゆうプラザは、平塚橋は特養ホームと一緒になので、指定管理者になっていきますけれども、それ以外の大井も大崎も委託でやってきました。それを今回、指定管理者にするということなのですけれども、前回、この報告があったときに、指定管理者にするのか委託にするのかは、最適な方法を考えていきたいという課長の答弁だったのです。委託にするか指定管理者にするかの判断基準は何なのかについて、1つ、お聞かせください。

あと、実施要領（案）の1ページ応募資格にある事業実績の①、②高齢者と子どものところの両方の要件を満たす事業者ということなのですけれども、高齢者と子どもなので、こういう事業者は、あまり思い浮かばないのですが、区内であれば、どんなところがあるかがあったらお聞かせください。

あと、委託料は幾らぐらいになるのかがわかったら教えていただきたいのと、こういう事業をやるときに、丸々区の独自の負担になるのか、その点についてもお聞かせください。

#### ○宮尾高齢者地域支援課長

4点、お尋ねをいただいたと思います。

まず、1点目、委託にするか指定管理にするか、その基準でございますが、まず、委員からご指摘がありましたように、平塚橋は指定管理でやってございます。そこ以外のところは委託でございます。平塚橋につきましては、ご存じのように特養ホームと一緒にの複合施設ということで、そちらも含めて、施設を一体管理するという観点から、指定管理にさせていただいております。平塚につきましても、高齢者の方々を対象にした事業と、2階が主に在宅子育ての方を対象にしている事業ということで、そういった意味では、複合的な要素を持つ施設だと考えまして、今回は指定管理という方法を採用させていただきたいと考えてございます。

それと、2点目の両方実績を有することというところでございますが、今、具体的にどこをというところではないのですが、こちらの要件に関しましては、当然、今回は高齢者の方を対象とする事業と在

宅子育ての方を対象とする事業、その両方を一体的に見ていただきたいというところがございますので、そういった実績を持つ事業者にぜひ手を挙げていただき、ご応募いただければと思っております。

それと、3番の委託料につきましては、今、手元にありません。

4番でございます。丸々施設が区の負担になるかというお尋ねでしたが、それは委員、おっしゃるとおり、区の負担において全て施設整備をいたします。

#### ○鈴木（ひ）委員

区の負担の整備そのものは、もちろんそうだと思うのですが、運営費も全部、区の丸々負担なのでしょうか。

それから、複合施設ということですが、どちらもゆうゆうプラザということで、子どもたちと高齢者が交流する施設という点では同じ感じなのかと思います。オアシスルームをやっていることで、複合施設ということで、そのところが理由になるのか。いま一つ、ほかのところとの違いがよくわからなかったのも、もう一回、教えていただきたいと思います。

もう一つ、事業者のところ、社会福祉法人という規定がないのですが、報告事項の次のところで出てくる、例えば心身障害者福祉会館は社会福祉法人という規定がしっかりとあるのです。このところには社会福祉法人という規定がないのですが、どのような事業者を想定しているのか、株式会社も想定されるのか、その点についてもお聞かせください。

#### ○宮尾高齢者地域支援課長

3点、ご質問を頂戴したと思います。

1番の運営費に係る部分ですが、こちらは区で負担をさせていただくことを考えてございます。

続いて、施設は一体的に、今回、公募する事業者の方に運営をお願いしようと思っておりますが、1階が高齢者の方を対象にする部分、2階が在宅子育て世帯の方を対象とした事業ということで、広い意味で複合施設と捉えております。一体的な交流を図りたいと今回は考えてございます。

あと、社会福祉法人でも、株式会社でもご応募いただくことが可能かというお尋ねでございますが、こちらは両方ともにご応募いただけるものとなっております。

#### ○鈴木（ひ）委員

株式会社も想定をしているということなのですが、ぜひ、私は、社会福祉法人などの利益を目的にしていない事業者にしていただきたいと要望しておきます。

あとは、5ページには審査委員会を編成すると書かれているのですが、どのような審査員を想定しているのかを1点、お聞かせください。

それと、選考理由の公表も書かれているのですが、選定されなかった事業者名等はもちろん伏せて、点数表など、議会への報告も含めて、公表をぜひしていただきたいと私は思うのですが、いかがでしょうか。

#### ○宮尾高齢者地域支援課長

2点、お尋ねをいただきました。

1点目の審査員に関しましては、まずは、当然、高齢者事業を実施いたしますので、その部門の区の幹部職員、それと、在宅子育て事業を展開いたしますので、子育て部門の区の幹部職員で構成する予定でございます。それと、指定管理と全体を所管するという意味で、企画の部門の職員も入る予定で考えてございます。

2点目の結果の公表につきましては、こちらに掲載をさせていただきましたとおり、決定事業者以外

の提案内容等は今のところ公開する予定はございません。

#### ○鈴木（ひ）委員

品川区の指定管理者の決定の選定委員会は区の部課長でされていることがほとんどだと思うのですが、第三者の学識経験者等が入って選定しているところが他区では多いのではないかと思います。そういう点では、第三者も審査委員会の中に入れるべきではないかと私は思うのですが、その点はどうでしょうか。

もう一つ、点数表というのも、いろいろ点数をつけます。審査項目が幾つかあって、その審査項目に合わせて、この業者はこの項目については何点、トータル何点とやっていくのではないかと思います。その点はいかがでしょうか。そうやるのであれば、その点数もぜひ公表していただきたいと思うのですが、その点を先ほどお聞きしました。

もう一つ、説明資料の裏のページの(3)の主なスケジュールなのですが、審査会・選定会議が7月下旬にあって、⑥の事業者の決定・公表が11月から12月ごろということで、この間、4カ月くらいあると思うのです。選定会議等で決まったら、もうちょっと早くに公表されるのが通常ではないかと思うのですが、ここが4カ月ある理由は何かあるのでしょうか。お願いします。

#### ○宮尾高齢者地域支援課長

まず、1点目の学識経験者などの第三者を選定委員の中に入れてはいかがかというお尋ねでございますが、高齢者の施策に精通した職員、在宅子育ての子育て全般に精通する職員で、十分、選定会議は機能すると考えておりますので、今のところ、そういった考えはございません。

そして、点数表につきましても、過程の中でしっかりと審査いたしますので、今のところは、繰り返してしまっていますが、決定事業者以外の提案内容の公開の予定はございません。

そして、最後にスケジュールの関係でございますが、審査会・選定会議が7月下旬で、その後の公表が11月、12月でございます。議会へのご報告が必要になってまいりますので、その兼ね合いで、このスケジュールを組ませていただいております。

#### ○石田（ち）副委員長

最初の議論の中で、委託にするか指定管理にするかという選定基準は特になく、そのときに合わせた、その施設の形態で、区が決めていくということではないのですか。基準というのは特になくということですか。

#### ○宮尾高齢者地域支援課長

そうです。施設の運営事業の形態でございますが、例えば施設の規模とか、どういった機能を施設に持たせるか、様々な要素を総合的に考えながら、その都度、決めていきたいと考えてございます。

#### ○若林委員

実施要領（案）を見ながら、大崎のゆうゆうプラザは社会福祉協議会に委託していて、私も、近いところにあるので、たまにお邪魔しています。委託とか指定管理とか、別に利用するときにそんなことを考えませんが、でも、とてもいい施設で、委託であれだけすばらしいサービスをしてくれるのだったら、委託でいいのではないかと思います。何でこれを指定管理にするのですか。

#### ○宮尾高齢者地域支援課長

大崎ゆうゆうプラザにつきましては、単独施設、要は、ほかの機能が一切入っていない、大崎ゆうゆうプラザとして完結しているということで、委託という方法を選んでおります。平塚は、そういった意味では、施設単独ではあるのですが、事業の内容が1階と2階で大きく対象が異なって、交流はもち

ろんさせていただきますけれども、1階部分と2階部分で、建築上、入り口が別々というところもありますので、そちらを一体的に管理・運営してもらうためには、指定管理が最適という判断をさせていただいております。

#### ○若林委員

2階にオアシスルームとポップンルームという、まさに専門的な事業をしなければいけないので、委託ではなくて指定管理という一定の責任をしっかりと持っていて、緊急時の対応も含めてということで、先ほどは複合的とか、大崎はそうではなくて単体でという表現なのです。要するに、事業をしっかりとやってもらうために指定管理にしたという理解でよろしいのですか。私はそう理解をしようと思っているのです。

#### ○宮尾高齢者地域支援課長

委員、おっしゃっていただいたように、要は、施設をしっかりと運営していただける、まずはそこが大きな目標でありまして、そのために、どういったアプローチ、方法があるかと考えたときに、2階部分は専門的な技術、スキルが必要になってくる事業を今回、入れようと考えてございますので、そういったところも総合的に考えて、今回は指定管理が最適と考えさせていただいております。

#### ○鈴木（真）委員

考え方は全部了解したのですが、今、資料の予算の事項別を見ていたら、平塚高齢者多世代交流支援施設運営費、人件費（2月開設準備）で、74万4,000円と見ているのです。ですから、この予算を立てたときは区でやると考えていたのか。そこがいつごろから変わったのか。

#### ○宮尾高齢者地域支援課長

この予算の事項別に掲載をさせていただくところから、指定管理の想定のもとに考えてございます。2カ月分につきましては、施設が1月末に竣工して、すぐにスタッフ、運営事業者の方に入っていて、3月のオープンに向けて、しっかりと準備、トレーニング、研修等々をしてもらいたいというところで、2カ月分という掲載をさせていただいております。

#### ○鈴木（真）委員

手元に資料があるもので、見てしまったのですが、要するに、2カ月分は、区の方ではなくて、施設の方の分の費用を区の予算の中で見ているということでもいいですか。

#### ○宮尾高齢者地域支援課長

委員、おっしゃるとおり、運営事業者の方の人件費として掲載させていただいております。

#### ○石田（秀）委員長

私から、1つだけ、書類上の統一性の話だけさせてください。施設の概要で、用途地域とか建蔽率、容積率が書いていない。福祉施設の場合だと、グループホームなどを建てたときに、地域の方々といろいろ話した結果、例えば、容積率いっぱい建てられませんでしたとか、現実、それで押さえましたとか、けれども、容積率いっぱいまで建てますとか、いろいろ区の考え方があるではないですか。そうなったときに、こういう資料には、用途地域、建蔽率、容積率、それを書いておけば、こんなに容積率を使っていないのであれば、地域で何かあって、そういう約束事があったのかと思えるではないですか。そういう書類の統一感はあるほうがわかりやすいと思うのですが、どうでしょうか。それだけ、1点、お聞きしたいです。

#### ○宮尾高齢者地域支援課長

おっしゃるとおりでございます。今後、このような計画を立てさせていただく場で報告をさせていただ

だく場合には、今いただいたご意見をきっちり踏まえて対応したいと思います。

#### ○石田（秀）委員長

それでは、ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

(2) 品川区高齢者住宅生活支援サービス事業の実施について

#### ○石田（秀）委員長

次に、(2)品川区高齢者住宅生活支援サービス事業の実施についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

#### ○宮尾高齢者地域支援課長

では、引き続き、私から、高齢者住宅生活支援サービス事業の実施について、ご報告をさせていただきます。

資料、A4、両面刷りのものを1枚、用意させていただいております。それでは、こちらに沿ってご説明をさせていただきます。

1、事業の目的でございます。この事業の目的は、お住まいにお困りで、かつ日常の自立生活に不安をお持ちの高齢者の方が住みなれた地域で安心して暮らしていただけるよう、住まいの確保に関する支援、見守りなどの生活支援を一体的に提供することによりまして、高齢者の皆様の生活の安定を図ってまいりたいというものでございます。

2、本事業の対象となる方についてでございます。本事業は、従前より実施してございます高齢者住宅あつ旋事業をベースにしておりますので、この事業に基づくあつ旋の決定を受けた方のうち、本サービスが必要と思われる方が対象となります。

なお、生活保護を受給されていらっしゃる方につきましては、本事業の対象外と考えてございます。

また、資料では割愛をさせていただきましたが、参考までに、住宅あつ旋事業の対象となる主な要件を申し上げますと、例えば、65歳以上のおひとり暮らしの方ですとか、全員が65歳以上の世帯であるということ、それと、立ち退き要求を受けていらっしゃる、あるいは、保安上、危険、あるいは、保健衛生上、劣悪な状態にある住宅に居住していらっしゃる、区内に引き続き2年以上、居住していること、生計中心者の所得が基準額以内であること、こういった条件がございます。

そして、この生計中心者の所得が基準額以内であることというのを具体的にお示ししたものが、こちらの表でございます。控除の対象となります配偶者、扶養親族がいらっしゃらない場合、単身の方の場合です。こちらの場合は前年の所得が257万2,000円以下、扶養親族等がお1人の方の場合は305万2,000円以下、以降、扶養親族等がお1人増えるにつき38万円を加算した額以下となっております。

続きまして、3、事業の内容でございます。住宅あつ旋事業の決定を受けた方のうち、特に生活上の支援が必要であると思われる方に以下のサービスを提供いたします。

(1)基本サービスといたしまして、①転居支援です。こちらは、転居をするために不動産店などをご利用になる場合に、必要に応じて職員が同行したり、また、必要に応じて、粗大ごみ処分の手続方法のご案内などの情報提供を行うものでございます。

②定期連絡でございます。こちらは、サービスご利用者の方への定期的な訪問、電話などによる連絡を行うことによりまして、安否確認ですとか、家主への情報提供を行うものでございます。

③生活相談。入居後、日常生活を送る上で、お困りごとの相談に乗ったり、解決に向けての情報提供

を行うものでございます。

④緊急対応です。前提といたしまして、この事業をご利用いただく方は、高齢者緊急通報システムのサービスにお申し込みをいただくようになります。そして、万が一、通報があった場合に、警備会社と連携し、初期対応などを行います。

⑤家財処分です。サービスをご利用中の方がお亡くなりになった際、家財の片付けを行うものでございます。

続きまして、(2)の選択サービスといたしまして、葬儀の実施を予定しております。こちらは、サービス利用者の方から、生前にご意向などをお伺いして、別途、契約のうえ、実施するものでございます。

裏面に参ります。4、基本サービス利用料についてでございます。

(1)月額利用料ですが、こちらは選択サービスを除く基本サービスです。こちらは月額200円と考虑でございます。これに緊急通報システムの利用料といたしまして、住民税が非課税の方につきましては月額300円、合わせて計500円となります。住民税が課税されている方は、システムの利用料が月額1,000円となりまして、合わせて月額1,200円となります。

なお、緊急通報システムの利用料につきましては、警備会社へ直接、お支払いいただく形となり、また、こちらに記載させていただきましたが、これとは別に電話料金、通話料金といたしまして、目安として月額300円から400円ほどかかることとなります。

(2)預託金についてです。こちらは家財処分費の原資となるものでございます。金額ですが、例えば、单身の方で、1Kの間取りの物件にお住まいの方は15万円、世帯人数がお2人で、2DK以上の間取りにお住まいの方は20万円と考虑でございます。

金額につきましては、このように幅を持たせていただいておりますが、世帯の人数、間取りによって異なってくると考虑でございます。

こちらのサービスのご契約時にお支払いしていただく形で考虑でございます。

5、事業の委託先でございます。この事業につきましては、当初予算案のプレス発表などでもご案内させていただきましてとおおり、品川区社会福祉協議会に委託して、実施したいと考虑でございます。

6、事業開始予定日ですが、本年の8月1日からと考虑でございます。この日から本サービスの利用の申請をお受けしたいと考虑でございます。

最後に、7、今後の周知方法について記載をさせていただきました。この記載のとおり、広報しなごには7月21日号発行後、区のホームページ、そして、デジタルサイネージに8月1日から記事を掲載させていただきたいと考虑でございます。

#### ○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○浅野委員

今回、このような形で、高齢者の方の居住が随分、改善されるのではないかと期待を持たせていただきました。私も、結構、高齢の方から、不動産屋に行っても、齢だからということで、なかなか契約が難しいと言われて、どうしたらいいのかと随分、相談を受けたこともあります。今回、このような形で進めることによりまして、随分といい意味で入りやすくなったと期待を持っているところでもあります。

そのような中で、事業なのですけれども、周知方法として広報しなごが7月21日号からとなっていますけれども、「から」なのか、それとも、これ以降の掲載はあるのか。7月21日以降も継続して広

報で知らせるようにしておかないと、広報は時と場合によっては見過ごすこともあると思いますので、そういう手立ては考えておられるのか。これをぜひともやっていただければと思います。

ホームページにつきましては、8月1日ということで、事業のスタートの日になっているのですが、8月1日からと、波線が書いてあるのですが、これはずっとホームページに掲載しておくということなのかどうか、教えてください。

あと、デジタルサイネージは8月1日からということで、こちらもスタートするというのですが、デジタルサイネージですので、ずっとやるわけには多分いかないと思うのですが、どのような形で区民の方に告知ができるのかどうか、教えてください。

#### ○宮尾高齢者地域支援課長

主に周知の方法等についてご質問をいただきました。

まず、広報ですけれども、紙で発行している広報紙は、ここに書かせていただきましたとおり、7月21日発行号に記事の掲載をさせていただきたいと考えてございます。

今、広報しなごは、区のホームページにそのままPDF版で掲載させていただいておりますので、こちらをあわせてご活用いただければと思っております。

そして、事業が8月1日にスタートいたしまして、応募の状況ですとか、その間、ご利用者の方々のお声なども聞かせていただきながら、場合によっては、追加で広報も検討したいと考えてございます。

それとあと、資料には掲載させていただけなかったのですが、民生委員の方たちには、協議会などの場も活用させていただいて、周知を図ってまいりたいと考えてございます。

ホームページへの記事の掲載に関してですが、可能な限り、基本的には事業が続く限り、特段の理由がない限り、ずっと掲載をさせていただきたいと考えてございます。

デジタルサイネージにつきましては、いろいろな事業を限られたスペースの中で掲載という制約もあるでしょうから、広報と連携をいたしまして、対応を考えていきたいと考えてございます。

#### ○浅野委員

ありがとうございます。ぜひとも、1人でも多くの方の目に触れるような、そして、喜んでいただける、それが一番の目的だと思いますので、力を入れていただければと思います。

そして、先ほど民生委員のお話も出ました。確かに民生委員は地域で頑張っていただいて、高齢者の方のお世話もしていただいているので、非常に重要な、担当される方だと思うのです。協議会で云々という話もありました。しっかりと仕事ができるように力を入れていただければと思います。この点、ひとつお願いいたします。

あと、チラシなのですけれども、この制度に関してのチラシです。こういうものもつくっていったほうがいいと思います。例えば、当然のことながら、社会福祉協議会ですとか地域センター、先ほど民生委員の話も出ましたけれども、本事業の内容を広く、多くの方にわかるような取組みです。ですから、場所とかも選定をしながら、チラシをつくって、ぜひとも取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、肝となるのが不動産の事業者の方、不動産屋の実際に動いていただける方だと思います。76件と伺っておりますけれども、この事業の周知をどのようにされていくのか、もう理解をされているのか、まだこれからいろいろと説明をしていくのかという時間的なこともあるとは思いますが、この流れ、実際に動き出すことができる軸はどのぐらいになるのかを教えてください。

#### ○宮尾高齢者地域支援課長

まず、お尋ねいただきましたチラシの作成に関してでございますが、現に、もう作成して、準備に入っております。当然のことながら、高齢者地域支援課の窓口ですとか社会福祉協議会にも置かせていただきたいと思っておりますし、あとは区の施設です。こういった施設に置かせていただくことが有効であるか、こういったことも考えながら対応していきたいと考えてございます。

あと、大家とか、協力の不動産店等への周知でございますが、具体的に時期は、おそらく7月ごろかと思うのですけれども、民生委員協議会への説明とほぼ同時進行で、並行でという形にはなろうかと思うのですが、7月に入ってから説明させていただこうと考えてございます。

#### ○浅野委員

様々ありがとうございました。私がお伺いしたいことは全ていただいたと思っております。このような制度がある意味、不動産業界の方とうまいウイン・ウインの関係をつくって、継続的にできるようにぜひともお願いをして、私の質問を終わります。

#### ○鈴木（ひ）委員

この対象が、品川区高齢者住宅あつ旋事業実施要綱に基づき、民間賃貸住宅のあつ旋の決定を受けた者とあるのです。その中で、しかも生活保護を受けている者を除くということなのです。具体的に、年間何人くらいいるのか、1点、お聞かせください。

多分、このあつ旋の事業は、今まで使っていたのは、もうシルバーピアは終わってしまって、それで、立ち退きを言われてというところで、ひとり暮らしだと10万5,000円、この資金の延長が出るというところで使ってきた制度だと思うのです。実際にどれくらいいるのか。また、これからこういう施策をやるに当たって、高齢者何人くらいを見込んでいるのかを1点、お聞かせください。

あと、社会福祉協議会に対しての委託費が900万円なのですからけれども、この900万円の積算根拠は、どういうことで900万円になったのかをお聞かせいただきたいと思います。

また、この委託は品川区独自の施策なのか、また、東京都とかからもお金が出るという仕組みがあるのか、また、区独自でこういうことをやるのかについてもお聞かせください。

#### ○宮尾高齢者地域支援課長

まず、初めの見込みでございますが、今、高齢者の住宅あつ旋決定の件数なども考慮しながら、年間20件から30件程度を見込んでございます。

それと、社会福祉協議会への900万円の委託費の内訳でございますが、人件費、事業費、事務費、主に大きくこの3つに分かれてございます。人件費といたしまして約550万円、事業費、220万円、事務費といたしまして130万円、このように積算をしてございます。

補助金に関するお尋ねでございますが、東京都から、生活支援付すまい確保事業の補助金で800万円の補助額を見込んでございます。

今回は品川区独自の仕組みで考えております。

#### ○鈴木（ひ）委員

20人から30人くらいを見込むということなのですけれども、実際に、例えば1年間で、平成29年度、あつ旋決定を受けた方が何人くらいいるのかという数字がわかったら、教えていただきたいと思っております。

あと、不動産店への同行ということで、社会福祉協議会の方が行ってくださると、高齢者としてはすごく心強くだらうという思いはするのです。私たちも、相談を受けたときに、一緒に不動産屋に部屋探しに行くことも結構あるのですけれども、高齢者はだめと言う大家が多いということで、なかなか見つ



けるのが大変という状況があるのです。不動産屋が協力店ということとともに、実際、こういう事業を理解してくれて協力してくれる大家の件数とかも区としては持っているのかもお聞かせいただきたいと思います。

#### ○宮尾高齢者地域支援課長

まず、平成29年度の高齢者住宅あつ旋事業のあつ旋が決定した方の件数は6件、6人の方へのあつ旋が決まっております。

あと、大家の具体的な数は、細かい資料が手元にございませんで、今はわかりかねます。

#### ○鈴木（ひ）委員

手元にはないけれども、この大家は協力してくれるというのを区としてつかんでいるのでしょうか。

それから、あつ旋決定は6件ということで、多分、この件数は少ないのではないかという気がするのです。ただ、こういう施策をすることによって、またプラスの部分でもっと広がって、活用されていくといいと思っています。

あと、定期的に電話と訪問等を行いと書かれているのですけれども、定期的な電話というのは、社会福祉協議会からの電話なので、そんなに大変ではないと思うのですが、定期的な訪問というのは、結構、大変だという気がするのです。訪問は、例えば1カ月に1回とか、そういうことも考えられているのか。二、三十件を見込んでいるということなのですけれども、社会福祉協議会の人件費は550万円なので、1人の職員が二、三十件をずっと定期的に見ていくという感じのイメージになっていくと考えればいいのでしょうか。

#### ○宮尾高齢者地域支援課長

まず、協力してくれる大家の数なのですが、手元にないということではなく、課としては、つかめていないところがございます。訂正をさせていただきます。

ただ、去年、この事業の実施を考えるに当たりまして、実際に大家とか不動産店にいろいろお声を聞かせていただいたところがございます。その声を踏まえて、今回、この形にさせていただいております。

あと、次にお尋ねの定期的な訪問の具体的な頻度でございますが、基本的には月1回が1つの大きな目安になってよようとは思いますが、だからといって、全ての方にこの頻度が当てはまるとは考えておりません。その方の置かれている状況とかに応じて、柔軟にその辺は対応が必要になってよようかと思っております。

ただ、そうはいいまして、社会福祉協議会のスタッフは1人ではなく、まず、スタートの時点では、実際に2人のスタッフで対応すると聞いております。もちろん十分な支援はさせていただくことが大前提ですが、スタッフの人数にも限りがある中で、訪問の回数に関しては、その方、その方の状況に応じた回数をしっかりと考えていきたいと考えております。

#### ○鈴木（ひ）委員

こういう形で訪問もして、相談もして、緊急時の通報システムもきちんと入って、最後まで面倒を見ていただくところでは、区がかかわって、安心できるというところで、ぜひ、高齢者の方が部屋をもっと探しやすくなるという期待をするところです。

それと同時に、高齢者の方が探しても探しても、不動産屋を何軒も歩いても、なかなか部屋を貸してもらえないという相談も結構、多いことから考えると、高齢者住宅シルバーピアが立ち退きでないと、なかなか入れない状況ですけれども、民間でなかなか入れない高齢者や高齢者世帯が入れる高齢者住宅を区でつくっていただきたい。最後に要望だけさせていただきたいと思います。

### ○石田（ち）副委員長

今の説明の中で、区の独自の事業だと言われました。新たな事業の場合は、国や都が始める事業に、補助金も出るから区も一緒にのるという場合もあるのですが、これは区が独自で、こういう事業があったほうがいい、そして、それには都のこの補助金が使えろと考えて進んだことなのではないでしょうか。

### ○宮尾高齢者地域支援課長

今、お話しいただきましたとおり、まず、区で制度設計をさせていただいて、新規事業を立ち上げる場合には、いろいろな補助金が使えないかと職員が必ず調べます。その中で、これが当てはまるのではないかと、いろいろなところで、東京都に照会をかけて、幾つかクリアすべきことはあったのですが、最終的に東京都から、この補助金が使えろということ、お話をまとめたものでございます。

### ○若林委員

初年度、さっきの6人というのは、随分、少ない。平成28年度が21件。6件に激減したのは、報告内容とは違うので聞きませんが、随分、いわゆる厳しい状況になってきたのが背景にあると理解します。

社会福祉協議会の体制は、2人でスタートするということなのですが、これは毎年、継続していただきたい事業の1つです。毎年、20件、30件、平成31年度はまた20件、30件、平成32年度は20件、30件と、当然、このサービスを利用される世帯が増えていくと容易に想像するわけです。社会福祉協議会に委託をして、社会福祉協議会がとりあえず2人でスタートする。でも、毎年、事業、対象者が拡大していく中で、まだ事業前で早いのですけれども、そこら辺の考え方が心配です。

### ○宮尾高齢者地域支援課長

確かに、今、委員がおっしゃっていただいたように、まだ開始をする前でございますので何ともいうところはあるのですが、実際に対象者が増えてくる。いつまでも2人のままでできるかということ、そのできる限度が当然あるかと思えます。常に、より効率的な方法で、扱う件数が増えてきたから、では、すぐ人を増やしましょうということはなかなか難しいと思えます。増やさないということではなく、常に、より効率的で効果的な方法を探っていきながら、場合によっては人員を増やして対応ということも考えなければいけないとは思っております。

### ○若林委員

では、体制はしっかりお願いして、継続した事業が安定してできるようにお願いします。

予算特別委員会でも、私たちで、若干、款別審査でもやらせていただきましたけれども、特に今回のサービス、最後のほうの死亡されたときに家財道具を処分しなければいけないという場面においては、生活保護の方も同様に、大家の負担、要するに、丸々、大家が全部しょわなければいけない。今の制度の中で、今回の住宅生活支援サービスについて、そういう部分においても、生活保護の方を対象に加えてくださいという主張、要望はさせていただいたのを確認させていただきたい。

要するに、そういう方も含めて、今後、社会福祉協議会に委託していく事業も含めて、高齢者の方が本当に安心して、また、オーナーも不動産屋も安心して貸したり、借りられる、そういうシステムをつくるのが本質的な目的なのだろうと私は思っております。これは質問にならないので、そういう目的をしっかりと持って、社会福祉協議会の体制がこれ以上できないから、できませんということでは、もう済まない状況にはなるので、そういう本質的な目的に向けて、効率性も含めて、しっかりそういうシステムを考えていただきたい。そのスタートとして理解をいたします。ありがとうございます。

### ○石田（秀）委員長

私、1点だけ聞いていいですか。あつ旋の決定を受けた人が対象者でしょう。結局、対象者のうち生活支援サービス利用契約を締結というのです。そうすると、今言ったように、人は少ない。そこには、生活保護の人も対象ではないから、生活保護の人もいる。それから、高齢者で、今、単身でお住まいの方は、大家にしてみると、今、民生委員の方に見にきていただいたりとか、いろいろあるけれども、一番は家財処分を入れたというのが大きなことだと思っています。不動産業界の方々に聞いても、ここをきちんとしないと、大家が高齢者にとりとなると、対象者がどういう人であっても、今のお話だと、例えば家財処分とかはできないではないですか。

そうすると、そこら辺の整理、民生委員なのか、生活保護の方々なのか、ここの制度にのる方なのか。業界の方々は、相当、お話をしながら、準備が進んでいます。極端なことを言えば、新年会には社会福祉協議会の方が来たのだから、一緒に今年も頑張って、これをやりましょう、いろいろよろしくお願ひしますなんて頭を下げていた。

それはわかるのだけれども、ここがあまり膨らんでいかない。今の私の感覚だと、対象者が、あつ旋の決定を受けた人、なおかつ、それに必要な人という、ここのところが膨らんでいかないような気がしてならないのだけれども、家財処分まで含めた部分は、大家にとっては非常にいい、そこが非常にポイントだと思うのです。だから、そういうことを含めると、ここを膨らませていくことをどう考えられているのか。生活保護とか、普通に単身で、高齢者お1人住まいの方。そういうことも含めると、どうしていくのが一番いいと今の段階ではお考えなのか。それだけお聞かせください。

#### ○宮尾高齢者地域支援課長

まさに、今、委員長がおっしゃっていただいたように、今回、今年はこの形で進めさせていただきますが、実際に制度がスタートして、どういった方に、どういったご利用をいただけるか、あるいは、ご利用いただけないか、課題は何か。スタートして、ほっと一息ではなくて、スタートしてから、まさに我々がしっかりと考えるべきところだと思っておりますので、実際に事業をしっかりと検証して、また次に生かしていきたいと考えてございます。

#### ○石田（秀）委員長

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

それでは、以上で本件を終了いたします。

---

#### (3) 品川区立心身障害者福祉会館の指定管理者候補者の公募について

#### ○石田（秀）委員長

次に、(3)品川区立心身障害者福祉会館の指定管理者候補者の公募についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願ひます。

#### ○松山障害者福祉課長

それでは、私から、品川区立心身障害者福祉会館の指定管理者候補者の公募につきまして、ご報告させていただきます。お手元の資料をご覧ください。

まず、1点目、趣旨でございますが、心身障害者福祉会館は、昭和52年の開設以降、障害者の自立と社会参加のための援助、障害者団体やボランティア団体の活動および障害者への理解を深めるための拠点として運営してございます。現在の指定管理者は品川総合福祉センターとなっております。

このたび、心身障害者福祉会館の機能強化を図り、荏原地区全体の地域生活支援拠点として機能をさせるため、指定管理者候補として運営する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するものでござ

います。

会館の運営にあたりまして、区と運営法人との良好なパートナーシップのもと、運営法人が有するノウハウを生かしながら、良質なサービスが効率的に提供されることを目指したいと思っております。

新たな会館のイメージについてという部分ですが、現在の機能は3つございます。1つは、相談機能のある障害者生活支援センター、自立訓練と生活介護を行っている障害者自立訓練センター、地域活動支援センターは障害者団体、ボランティアの活動の場、育成の場であり、また、意思疎通支援事業もあわせて行っております。

新たな機能といたしまして、特に障害者自立訓練センターの機能を強化し、受け入れ対象者を拡大いたします。

具体的に申しますと、まずは、1点目、ニーズの高いリハビリ機能の強化です。現在、生活介護の通所の方、定員50名の方でございます。こちらの方々は、重度心身障害者の方も多く、リハビリをしないと可動域が狭まってしまうような状態にある方もいらっしゃいます。そのため、リハビリを強化する専門職を配置いたします。

2つ目としまして、訪問による自立訓練の実施です。こちらでございますが、荏原地区におきまして、これまで会館に通うことができなかった方のご自宅に訪問いたしまして、訓練を行うことを考えております。こちらは、訪問型になりますけれども、在宅支援の1つと思っております。

3つ目は、医療的ケアです。胃ろうやたん吸引など、必要のご利用者の受け入れをいたします。医療的ケアにつきまして、対応できる施設といたしましては、八潮地区にございます区立のピッコロという施設のみでございます。そのため、医療的ケアを充実させてまいります。

こちらの3つの機能に加えまして、さらに指定管理者候補者による任意提案を含めまして、この3つのサービス、新たな機能を追加し、ニーズに対応しまして、会館に通所している方だけではなくて、荏原地区で在宅で生活している方に対しても、障害者支援の中心的役割を果たせるよう、荏原地区の地域生活支援拠点として機能させるため、このたび会館の指定管理者候補を公募いたします。

2点目の施設の概要でございます。所在地は品川区旗の台5-2-2、敷地面積、980.14平方メートル、建築面積、508.25平方メートル、延床面積は1,599.16平方メートル、構造は地上4階、鉄筋コンクリート造でございます。

裏面をご覧ください。

実施事業は、先ほどご説明いたしました3つの事業でございます。

4点目の運営事業者公募の概要でございます。

内容は、事業の趣旨、内容を満たした事業の企画、運営と、建物の維持管理や、ご利用者に対する施設の貸し出し等を含めた施設運営管理でございます。

次に、運営事業者の主な応募資格でございますが、事業実績といたしまして、まずは、法人格を有して、障害福祉サービスの相談支援事業および日中系、通所系の指定事業所を運営していること、障害福祉サービスの運営実績を10年以上有していることとなります。

また、財務状況につきましては、ア、イの記載のとおり、満たしていることとなっております。

次に、主なスケジュールでございますが、公募期間は6月1日より6月29日、説明会は7月上旬、提案書の提出期限は8月下旬、審査、選定会議は10月中、決定・公表は10月末から11月上旬を予定しております。

それでは、実施要領（案）を1枚おめくりいただきまして、2ページ目でございます。これ以降、ご

説明させていただいたところ以外のところを中心にお話しさせていただきます。

2ページ、3ページは先ほどご説明をさせていただきましたので、恐れ入ります、4ページをご覧ください。6の提案にあたっての条件でございますが、こちらは区とのパートナーシップの確保や、区内の障害者福祉施設との連携等々を記載してございます。

そして、恐れ入ります、5ページをご覧ください。5ページの7の提案内容でございますけれども、まず、法人運営に関する基本的な考え方・理念等、こういったものを記載していただく。それから、施設運営に関する提案内容でございます。

おめぐりいただきまして、医療的ケアも行いますので、④医療との連携、⑤利用者保護等々です。

7ページ、⑬人材確保ということで、ア) 職員配置も含め、どのように職員のスキルアップをしていくのか。あるいは、環境設定でございます。環境をどのように考えていくのかといったところでございます。

また、⑮災害対策、おめぐりいただきまして、8ページでございますが、⑰近隣住民との協力・連携について考え方をご提案いただくということでございます。

9ページ、(3) 審査基準につきましては、実績や運営全般に関すること、あるいは、意欲といったものも踏まえまして、選定をさせていただくところでございます。

以降のページにつきましては、手続等々を記載してございます。

#### ○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○鈴木（ひ）委員

心身障害者福祉会館については、品川総合福祉センターが指定管理者となったのが平成16年度からでありましたので、今年で15年目です。これだけ長い間、品川総合福祉センターが指定管理者でやってきたと思うのです。そういう中で、今まで高齢者の施設や障害者の施設で、指定管理者の社会福祉法人を変えるということはあまりなかったのではないかと思います。継続した支援が必要ということで、ずっと同じ法人に更新をしてきたと思うのです。

今回は機能強化ということなのですが、今までの理由からすると、同じ社会福祉法人に機能強化の中身を委託することもありなのかと思うのです。今回、長い間、指定管理者で委託を受けてきた品川総合福祉センターを変える理由は何なのかについてお聞かせいただきたいと思います。

それから、今回、こういう形になったのは初めてのような思いが私にはするのですが、今後の考え方としては、心身障害者福祉会館以外にも、指定管理者でずっと運営されている施設をこれからも更新のたびにプロポーザルをかけて行うという方針に切りかえるのか。そこら辺もお聞かせいただきたいと思います。

もう一つなのですが、品川総合福祉センターに長い間、心身障害者福祉会館の委託をされているときに、木曜日にこの資料をいただいて、私は突然という思いがしたのですが、今回、こういう形で機能強化をしていくことで心身障害者福祉会館の中身を充実、強化していくところについては、どこで検討されたのか。また、検討委員会みたいなものはつくられたのか。今までの課題ですとか、それから、これから心身障害者福祉会館がどうあるべきなのか、そこら辺をまとめたものなどがあるのかについてもお聞かせいただきたいと思います。

#### ○松山障害者福祉課長

まず、1点目、なぜ公募なのかという点だと思います。確かに平成16年から指定管理者制度を取り入れまして、品川総合福祉センターが平成30年度までということで、事業の継続性を重視し、引き続き指定管理者として品川総合福祉センターを選定してまいりました。これまでの方針も、継続性というのを福祉分野は重視して考えております。

ただし、今回は全く新しいサービスで、荏原地区全体でありますので、単なる延長線ではないと理解をしております。全く新しいサービスを入れるので、公募をさせていただいたのが理由でございます。

それから、2点目でございます。今後の指定管理者の更新の際の方針でございますけれども、もちろん継続性は福祉分野で重視される点でございますので、今のサービス、あるいは、今の延長線上のサービスであれば、公募ということではなくて、継続性を重視したものになろうかと思っております。ただ、高齢や障害、いろいろな種別や、いろいろな施設の性格がございますので、それはまた、区全体で検討をしなければならないと考えております。

それから、3点目ですけれども、検討委員会があるかということでございます。特に書面で何かを残しているということではなく、これまで、区全体を見据えて、障害者福祉を今後どうようにしていっていいかという検討はそもそもしてまいりました。また、リハビリのニーズや医療的ケアは、既に以前から、区に要望としてございましたので、それも踏まえまして、今後、心身障害者福祉会館、荏原地区の中で、在宅支援も含めた形での機能を充実させていきたいということで、今回、区で方針を立てまして、公募することを報告させていただいております。

#### ○鈴木（ひ）委員

これまでも、荏原地区はほとんど心身障害者福祉会館1つしかない状況だったので、荏原地区の中では、心身障害者福祉会館は中心的な存在できている部分はあると思うのです。そういう中で、改めての機能強化、地域生活支援拠点の機能をさせるためということですが、そういうところでは、今までもそうだったのではないかという思いがするのです。そこのところをもし変えるということであれば、今までの心身障害者福祉会館が、こういう問題や課題があって、そしてまた、ここの地域の中で果たすべき役割、こういう施設こそ必要なのだというあたりをもうちょっと明確にすることが必要なのではないかという思いがしているのです。ただ、これだけだと、なかなか伝わりにくい。そしてまた、計画も今回、出されましたけれども、計画の中でも、心身障害者福祉会館をこうしようと思っているというご説明はなかったと思うのです。私は、文書にしても、きちんとまとめて、あるべき姿みたいなものは出すことが必要なのではないかという思いがするのですけれども、いかがでしょうか。

それから、品川総合福祉センターについては、平成28年の1月に八潮地区での障害者の虐待の訴えがあって、認定を受けたこともあると思うのです。また、最近でも、家族からの訴えがあるとも聞いているのです。そういう背景があるのかどうなのかもお聞かせいただきたいと思っているのです。

虐待というのも、本人の個人的なものだけではなくて、虐待が起こる背景は、職員の過重な業務量ですとか、ストレスとか、職員自身の人権や尊厳とか、働く条件もしっかりと見ていくことも必要ではないかと私は思っているのです。品川総合福祉センターに対してのその後の区のかかわりと評価はどうなっているのかもお聞かせいただきたいと思っております。

今回、ここを荏原地区の拠点にということなのですが、南品川に改めて障害児者総合支援施設ができますが、あそこと比べてどう考えても規模が小さくて、3分の1ぐらいしかないと思うのです。南品川と同じ機能を持たせるには無理があるのではないかという思いがするのですけれども、キャパは多分、同じで、それ以上に増やすことはなくて、今までの建物で、今までのキャパでやることで考えら

れているのか。また、今回、新たにこういうことをすることによって、中身の改修もしていく考えなのか。そのあたりも教えていただきたいと思います。建物の構造的な改修もしていく考えがあるのかという点についてもお聞かせください。

#### ○松山障害者福祉課長

まず、これまでの心身障害者福祉会館が荏原地区の障害者支援の中心ではなかったかという点でございますけれども、これまで、どちらかというとやはり通所が中心、施設に通える方が中心だったと思います。要は、点ではなくて、面として捉えるということで、今回、荏原地区全体では、非常に大きな転換点だろうと考えております。

あとは、品川総合福祉センターと区のかかわりについてなのですけれども、品川総合福祉センターはこの間、虐待に対する改善マニュアルを本部全体で定めまして、それぞれの職員がマニュアルに沿って動くということをしております。区も、きちんとモニタリング等を通じて確認をしております。

もう一点ですけれども、規模の面です。心身障害者福祉会館のハード面につきましては、建物の建て直しができませんので、建物全体ではなくて、例えば、部屋の使いにくい部分、あるいは、こうしたら障害者の方にとってよりよいサービスができる、よりよい事業ができるということも含めまして、ご提案をいただきたいというのが今回の趣旨でございます。

#### ○鈴木（ひ）委員

このところには機能強化を図り、荏原地区の地域生活支援拠点として機能させるとあるのですけれども、もともと心身障害者福祉会館は区の直営でした。それが15年前に指定管理者になったのです。私は、そういうことであれば、改めてもう一回、区の直営に戻すべきではないかと思っているのですけれども、今、区の直営の施設が全くなくなってしまいました。児童学園もなくなってしまいました。そういう点では、区の職員が現場を経験する機会がなくなった状況になっているわけですが、職員が直接、障害者福祉を学べる現場は必要だと思うのですが、その点はいかがでしょう。

もう一つは、実施要領（案）の1ページの財務状況で、年間事業費（予算額）の12分の3以上相当額プラス事務費（100万円）を自己資金として確保できることが条件として入っているのですけれども、12分の3以上の自己資金の根拠は何か規定があるのかも教えていただきたいと思います。

#### ○松山障害者福祉課長

1点目の、以前、心身障害者福祉会館が区立であり、区の直営であり、区の職員が学べる場所がないのでというお話でしたけれども、区の職員が直接、携わるものがないにしても、必ず区の職員は心身障害者福祉会館に出向いたり、各施設に行っております。できるだけ職員が現場感を持って仕事ができるのを障害者福祉課としてはきちんと目指しておりますし、必ずしも直接、介助を行うことだけが現場感を感じるものではないと思っています。

もちろん公募については、今回、かなり民間の専門性の高い事業者、専門性のあるスキルを持った職員に携わっていただきたいという考えも持っております。

それから、財務状況ですけれども、年間事業費のところですよ。例えば、年度当初の稼働率、いきなり定員いっぱいの方が実際問題いらっしゃるかどうかも含めまして、報酬も2カ月遅れで入ってくる状況でございますので、それが年間事業費の12分の3以上の相当額ということで、それを載せさせていただいております。

#### ○鈴木（ひ）委員

12分の3以上の自己資金となると、実際、現在の心身障害者福祉会館の委託料、予算額がどれくら

いで、今回、さらに充実をさせるということで現在が幾らで、それが幾らくらいになるのか、委託料についてお聞かせいただきたいと思います。

その委託料も、この実施要領（案）を見ると、原則は自立支援給付費および利用者負担で運営するものと書かれているので、どこを品川区が委託料としてプラスで出していくのか。多分、指定特定相談、計画相談以外の相談は出すことになっていくと思うのですが、それ以外も含めて、委託料が現在は幾らで、幾らくらいと考えられているのかをお聞かせいただきたいと思います。

続けてお聞きしたいのが、2ページの障害者自立訓練センターの①の生活介護のところの説明の文章の2行目の真ん中くらいに、医師、作業療法士、理学療法士等を配置し、専門的なりハビリおよび吸引等の医療的ケアを実施すると書かれているのですが、医師を配置するとなると、かなり財政的にも大変になっていくのではないかと。心身障害者福祉会館に常勤で医師を配置することになるのか。そういうことが制度上できるのか。それとも、目黒駅近くにできた愛生福祉会の上大崎特養のように、クリニック併設の形になるのか。医師配置の仕方についてもお聞かせいただけたらと思います。

#### ○松山障害者福祉課長

委託料につきましては、現在の指定管理の当初予算は1億3,700万円ほどです。ただ、医師は当然ながら配置となりますし、看護師ですとか理学療法士等々、専門職については、これだけの事業をしますので、配置をすることになります。ただし、特に医療的ケアで、医療ではないので、クリニックは考えておりません。

具体的な予算につきましては、平成31年度の予算になりますので、今はそのような事業に対しての職員配置も含めて、ご提案をいただきたいのがこちらの趣旨でございます。

#### ○鈴木（ひ）委員

医師は常勤で心身障害者福祉会館に配置される。生活介護で医師が常勤で配置されるのはあまり聞いたことがないと思っているのです。医師が常勤で配置されているのは、実際に、他区でもいいのですけれども、そういう実例があるのでしょうか。そして、医師を1人、常勤として配置して、受け入れるという生活介護となると、リハビリの必要な方と、吸引とかも含めた医療的ケア、ピッコロに来るような方が、生活介護の50人のうち、主な人数になっていくのか。医師、看護師、作業療法士、理学療法士というと、本当に医療の関係の専門職を丸々集めるみたいな形になって、支援費だけでやっていけるのかも含めて、多分、初めてなのではないかと思うのですが、もうちょっと詳しくイメージできるようにご説明いただけたらと思います。

#### ○松山障害者福祉課長

もちろん常勤か非常勤かにつきましては、応募される法人が決めることだと思います。ただ、この事業を行うに当たって、例えば週2日、心身障害者福祉会館に勤務させるとか、そういう形になるかと思えます。それは、例えば理学療法士、作業療法士についても同じであろうとは思いますが。ただ、看護師については、医師がいなければ看護師がということではあるかと思えます。いずれにしろ、応募される法人で、人員配置も含めまして、ご提案をいただくことになっております。

#### ○鈴木（ひ）委員

医師も看護師も、生活介護の中でそういうふうに配置してやっている事業所は、他区でもいいのですけれども、実際あったら、実例として教えていただきたいのが1つです。

あと、医療的ケアの需要は、ここでそういう形で体制をとって、受け入れるとなったときには、どれくらいあるかは、どこからどういうふうに見込みを立てて、何人くらいという方向で考えられているの



かということが1点。

今、生活介護は定員50名の中で、知的障害の方もかなりの人数、この生活介護に通ってこれられていると思うのですが、そういう方は、今までどおり通えなくなるのかという心配もあるのですが、そこら辺はどうでしょうか。

#### ○松山障害者福祉課長

1点目、生活介護で医師等の専門職を配置している他区の事例でございますが、入所施設は当然ながらあると思いますが、通所になりますと、なかなかないと私も思っております。そういった意味で、新しいというのもございます。

もう一点、医療的ケアの方は何人ということでございますが、特に具体的に、その方が入るから、今の方が心身障害者福祉会館にいらなくなることは決してございません。今いる方々も含めまして、サービスをよりよくしようというのが今回の趣旨でございます。

#### ○鈴木（ひ）委員

通所では医師が配置されているところは実例としてない。そういうものを品川区が初めてやるという決定は、どこでどういうふうに検討されたのか。しかも医師を確保するのは、かなり大変なことだと思うのです。看護師の確保だって大変だと言われているときに、さらに医師の確保はすごい大変なことなのではないかと思うのですけれども、そこまでやらなければならない、やっていくという判断が、どういう需要から、どうしてそういう方向が出てきたのかを教えてください。

それから、事業所がこの報酬だけでやっていけるのか。その分、品川区として、プラスで委託料を出すことになるのか。そのことについてもお聞かせいただきたいと思います。

それと、知的障害者の方は、今でも心身障害者福祉会館では、話で聞いたところでは、サクラグループが24人通所に対して職員が3人、それから、重度のヒマワリグループでも十五、六人から17人ぐらいで、3人の職員で見ている、行き届かない。一日中、DVDとかカラオケとか、生産活動もされていない状況があると聞いているのです。生産活動も入るような中身に充実をしようという考え、ここの中には生産活動が入っていなかったもので、知的障害の方もそのまま続けて通えるとなれば、そういうのも必要になってくるのではないかと思うのですけれども、そこら辺のことについても、どう考えられているのかお聞かせください。

#### ○松山障害者福祉課長

先ほど来、ご説明させていただいておりますように、リハビリのニーズ、医療的ケアは、以前からお声は頂戴してございます。その声も含めまして、今回、新たなサービスということで、区で障害者の方が、在宅の方も含めまして、住みなれた品川区で暮らし続けられる支援も踏まえてしようということで、区といたしまして、障害者福祉に力を入れていこうという姿勢でございます。

それから、2点目の委託料についてなのですが、当然ながら、報酬だけでは賄えない部分もございまして、その分については、区のほうでというのは考えてございます。ただ、法人の工夫もございまして、またそれはご提案いただければと思っております。

また、3点目の知的障害の方の個別支援プログラムになろうかと思っておりますけれども、例えば、生産活動を含む個別支援プログラムになろうかと思っております。お1人お1人に沿ったプログラムの充実は、サービスの延長線になろうかと思っております。今やっているものを、より生産活動というご要望があるということで、心身障害者福祉会館に伝わっているのであれば、心身障害者福祉会館で生産活動に対する組み立てを工夫してもらおうよう、現在においても、区から指導するというところでございます。

## ○鈴木（ひ）委員

心身障害者福祉会館としては、今までの生活介護は、創作活動も生産活動も入っていなかったのです。今回の実施要領（案）の中には、創作的活動は入ったのですけれども、生産活動は入っていなかったもので、通われている方は、知的障害の方も、今までどおり通えるのであれば、生産活動も入れた形での充実をしていただきたいとご要望を受けていますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、これだけ医師、看護師、作業療法士、理学療法士を配置した中身にしていくとなると、受け手もなかなか難しい感じがするのですけれども、受け手は、見込みはあるのか、そこら辺もお聞かせいただきたいと思ひます。

あと、選定委員会のメンバーが誰になるのか。私は、これだけ荏原地区を中心にしていくということなので、学識経験者など第三者も入れて検討していただきたいと思ひますので、その点についてもお願ひします。

## ○松山障害者福祉課長

1点目ですけれども、見込みについてですが、当然ながら、かなり専門性の高いことになろうかと思ひますが、全くないということではないと思ひます。

あと、選定委員に関しまして、当然ながら、福祉部、指定管理者を所管する企画、部を越えて部課長には入っていただきながら、また、第三者として学識経験者も入れる予定でございます。

## ○石田（秀）委員長

ほかにございますか。よろしいですね。

では、以上で本件を終了いたします。

---

### (4) 品川区立健康センター指定管理者候補者の公募について

## ○石田（秀）委員長

次に、(4)品川区立健康センター指定管理者候補者の公募についてを議題に供します。

本件について、理事者より説明願ひます。

## ○川島健康課長

私からは、品川区立健康センターの指定管理者候補者の公募についてご説明申し上げます。お手元の資料をご覧ください。

健康課が所管しております品川区立健康センターの運営事業者につきましては、公の施設の管理、運営を民間事業者のノウハウを活用して運営するというところで、平成21年度より指定管理者制度を導入してございます。平成26年度より、住友不動産エスフォルタ、NTTファシリティーズ、住友不動産共同事業体により運営をしてございますが、今年度、指定期間の5年間の最終年度に当たりますので、平成31年度から5年間の指定管理者を公募するというところでございます。

資料の1をご覧ください。指定管理者が管理を行う施設は、品川区立品川健康センターと荏原健康センターでございます。

参考までに、資料の裏面に両施設の概要を記載してございます。

表面にお戻りいただきます。2の指定管理者が行う業務でございますが、健康づくりに関する事業の運営ということで、トレーニングルームにおけるマシン指導、健康スタジオでのコース型教室の運営、ホールや会議室の貸出業務、品川健康センターにおいては建物の維持、修繕でございます。

3の指定期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間でございます。

4の公募を行う理由につきましては、先ほど申しましたとおり、現行指定管理者による、平成26年度から5年間の指定管理期間が満了ということで、次の指定管理者候補者を公募するものでございます。

5の指定管理者候補者の選定につきましては、(1)選定方法は、公募型プロポーザル方式により行います。

(2)の部分、品川区立健康センター指定管理者候補者選定委員会を設置し、選定してまいります。

それから、(3)の選定基準につきましては、使用者の平等な使用および健康づくり事業というサービスの質の向上を図っていただけること、施設の適切な維持、管理を行っていただけること、経費の縮減を図るという視点で運営いただけること、健康センターの管理を安定して行う人的、物的能力を有していることなどで、これらを総合的に審査いたしまして、適切な事業者を選定していきたいと考えてございます。

6の今後の予定でございます。5月21日に、ホームページの契約情報のところに募集要項を掲載いたします。7月に指定管理者候補者選定委員会を開催、書類審査およびヒアリングを実施し、指定管理者候補者を選定、11月には区議会第4回定例会にて上程し、ご審議いただく予定でございます。その後、3月に指定管理者業務に関する基本協定を締結、4月より指定管理者業務の開始となります。

#### ○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○鈴木（ひ）委員

5年ごとに指定管理者の選定が行われていると思うのですがけれども、ここを利用している方にとって、サービスの低下にならない形での選定をぜひお願いしたいということを要望させていただきたいと思っています。

前々回の指定管理のときに、利用されている方から、それまでの事業者と比べて、事業者がやっていた中身が、どんなにお願いしても、そこの技術がなくてできないという苦情を受けて、かなり話し合いを進めた経過もありました。サービス向上を図るということで、ここにも書かれているので、利用者にとってのサービス向上をしっかりと踏まえた上で、委託料だけにかかわらないところでの質的なものもしっかりと踏まえた上での選定をぜひお願いしたいと思うのですがけれども、その点だけお聞かせください。

#### ○川島健康課長

10年前にそういった話があるということでございますが、大分、サービスは向上しているということで、利用者も増えてきております。指定管理者が変りましたら、当然、円滑な引き継ぎができるように準備をするものでございます。もし、同じところということになりましたら、さらにサービスが向上するような取組みとして、委員の皆様も視察に行っているということでご存じだと思うのですがけれども、目安箱みたいなものが置いてございまして、そちらの意見は全てお答えをする、できるものについてはすぐ取り組んで、できないことも、できないとお答えをするというところで、いろいろな取組みをしてきております。さらに区民の方へのよりよいサービスになるように努力していきたいと考えてございます。

#### ○石田（秀）委員長

それでは、以上で本件を終了いたします。

会議の運営上暫時休憩します。

○午後 3 時 5 2 分休憩

○午後 4 時 0 0 分再開

○石田（秀）委員長

それでは、厚生委員会を再開いたします。

---

(5) 品川区第二期データヘルス計画・品川区第三期国保基本健診等実施計画について

○石田（秀）委員長

次に、(5)品川区第二期データヘルス計画・品川区第三期国保基本健診等実施計画についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○三ッ橋国保医療年金課長

品川区第二期データヘルス計画・品川区第三期国保基本健診等実施計画について報告いたします。

A 4、1 枚の資料をご覧ください。品川区国民健康保険では、平成 3 0 年度よりデータヘルス計画と国保基本健診実施計画を一体化した計画書に基づき、保健事業を実施してまいります。また、前期計画での実施状況を踏まえ、品川区国保の課題に取り組んでまいります。

計画の目的は、ご覧のとおり、第二期データヘルス計画では、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針に基づき、レセプト・健診情報等のデータの分析から、P D C A サイクルに沿った保健事業を展開し、被保険者の健康レベルの改善と医療費の適正化に取り組んでいくこととございます。第三期国保基本健診等実施計画では、高齢者の医療の確保に関する法律の特定健康診査等基本指針に基づき、国保基本健診および国保保健指導の実施方法や目標など、基本的な事項を定めることが目的とございます。

計画期間は平成 3 0 年度から平成 3 5 年度とし、中間地点で進捗確認、中間評価等を行い、新たな課題や状況を踏まえ、計画の見直しを図ります。

それでは、冊子をご覧ください。

表紙を 1 枚おめくりいただき、目次をご覧ください。計画書は 3 部構成になっております。第 1 部は、品川区第二期データヘルス計画、2 ～ 1 5 ページで、全体目標、保健事業計画を掲載しております。第 2 部は、品川区第三期国保基本健診等実施計画、1 8 ～ 2 3 ページで、計画の枠組み、達成しようとする目標、国保基本健診・保健指導の実施方法を掲載しております。第 3 部は、資料編、2 6 ～ 7 6 ページとなっております。これまでの実施状況のまとめ、生活習慣病の医療費に係る分析、地区別受診率のデータ分析等を掲載しております。

それではページをおめくりいただき、第 1 部、3 ページをご覧ください。全体目標は、健康寿命の延伸、医療費の適正化の 2 つとございます。

おめくりいただき、5 ページをご覧ください。優先対策として、健診受診率向上対策、リスク保持者対策、重症化対策、医療費適正化対策という 4 つの取り組みを整理し、保健事業計画を実施いたします。

6 ページは新規事業、7 ページ以降は計画の内容をお示ししております。

続きまして、第 2 部に移り、1 9 ページをご覧ください。全体目標は、国の目標はかなり高く、特定健康診査受診率、特定保健指導実施率ともに 6 0 % となっておりますが、品川区の実情を鑑み、上の表のとおり、国保基本健診受診率は平成 3 0 年度 4 0 % から始まり、1 % ずつ上昇し、平成 3 5 年度に 4 5 % を目標とし、一方、国保保健指導実施率は平成 3 0 年度 1 5 % から始まり、2 % ずつ上昇し、平成 3 5 年度

に25%を目標といたします。

20ページ、22ページは国保基本健診、国保保健指導の実施方法を掲載しております。

続きまして、第3部の資料編に移り、26ページをご覧ください。基本情報といたしまして、平成28年度末時点の国保加入者数は8万3,123人であり、年々減少しております。また、国保基本健診実施率は39.1%、国保保健指導実施率は10.2%となっております。

おめくりいただき、29ページをご覧ください。医療費の概要は、医療費総額は横ばいから減少傾向がありますが、1人当たり医療費は増加しており、平成23年度から6年間で13.9%増加しております。

30ページでは、特別区の1人当たり医療費を比較しておりますが、品川区は23区中4位となっております。年齢構成比と比較して見ますと、65歳以上の構成比が高い区ほど1人当たりの医療費が高いという結果が出ました。

ページは飛びまして、47ページをご覧ください。生活習慣病の医療費に係る分析では、生活習慣病関連医療費は減少傾向にあり、新生物を見ると増加していることがわかります。生活習慣病関連医療費上位5疾患では、高血圧症が最も高く、続いて腎不全、糖尿病、脂質異常症となっておりますが、全体として減少傾向にあります。

おめくりいただき、49ページ、国保基本健診の実施状況分析でございます。平成28年度の国保基本健診受診率は39.1%であり、国が定める目標値60%を達成しておりません。23区中16位となっております。

おめくりいただき、51ページ、国保基本健診の受診勧奨の効果検証でございます。国保基本健診の受診状況の推移を見ますと、不定期受診者が増え、連続受診者が減少傾向にあり、平成28年度の国保基本健診未受診者受診勧奨の効果を検証すると3年連続未受診者のうち、6.6%は受診につながっており、一定の効果があったと考えられます。一方、9.3%が未受診になってしまったため、継続受診を促す働きかけが必要でございます。

おめくりいただき、53ページ、国保保健指導の実施状況分析でございます。国保保健指導の実施率は10.2%であり、過去最低を記録してしまいました。実施率の高い区と3倍以上の差があるため、実施体制の工夫が必要と考えております。

おめくりいただき、56ページ、国保保健指導の効果検証でございます。国保保健指導の効果を見ますと、国保保健指導利用者の完了者の方が翌年度の体重減少率および肥満改善率ともに高いのですが、実施率が低いため、まずは申込者数を増やすことが急務であります。また、翌年度のレセプト発生状況を見ますと、外来レセプト発生率のほうが高く、入院レセプト発生率が低くなっております。この状況を見ますと、国保保健指導の利用により早期に医療につながった層も多いと考えられます。そのほか、完了者の入院医療費が未参加者に比べて大幅に低くなっております。

少しページが飛びまして、60ページ、肥満者の分析でございます。これまで横ばいであった肥満率は、平成28年度は24%となり、増加に転じております。肥満者に対して新介入の強化が必要であります。特別区の平成28年度肥満率を比較すると11位であり、中央に位置しております。性年齢別肥満率を見ますと、男性の約3割は肥満に該当しておりますが、50歳代をピークに肥満率は低下し、一方、女性は年齢とともに肥満率は増加しております。

おめくりいただきまして、63ページ、喫煙者の分析でございます。喫煙率は年々低下傾向にあり、平成28年度には東京都平均より低くなりました。しかし、同規模保険者および全国平均と比較するとまだ高いため、引き続き介入の必要がございます。全体として、男性の喫煙率のほうが高くなっております。

おめくりいただきまして、65ページ、歯科医療費の分析でございます。歯科の医療費および1人当たり歯科医療費が年々増加傾向にあります。歯科1人当たり医療費を特別区で比較しますと、品川区国保は最も高くなっています。管理通院が15.7%、治療通院が82.7%であるため、管理通院を増やすことで医療費の適正化を目指す必要がございます。

おめくりいただきまして、67ページは、歯科リスク保持者分析、68ページは生活習慣病関連リスク者の状況分析、おめくりいただきまして、72ページは生活習慣病重症化対策の効果検証となっております。

おめくりいただきまして、74ページ、後発医薬品使用状況の分析でございます。後発医薬品の数量シェアは年々伸びておりますが、国の目標値である80%には届いていないため、より普及啓発が必要となります。また、数量シェアは伸びてまいりましたが、さらなる後発医薬品の切り替えで、最大約6億7,000万円の削減が期待できるため、効果的に利用促進を図っていく必要がございます。

最後に、A4、1枚の資料にお戻りいただきまして、4番目、計画書の公表につきましては、ホームページに本文掲載、区政資料コーナーと国保医療年金課窓口にて閲覧可能でございます。

#### ○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

よろしいですか。

#### ○石田（ち）副委員長

先ほど最初のほうで、国の目標が60%とかなり高いと課長も強調されていたのですが、品川区の目標としては40%から1%ずつ年々上げていって、平成35年には45%と。国の目標値との乖離は、国が現実合っていないのか、それとも品川区の現状が低過ぎるのか、お聞かせください。

#### ○三ツ橋国保医療年金課長

私の考えを申し上げますと、国の60%というのはやはり高いと考えております。ご覧のように、確かに品川区は、国保基本健診実施率39.1%、また、国保保健指導実施率10.2%となっております、低いほうではありますが、60%というのは本当に高いと思っております。

したがって、全体の国保の話し合い、課長会やデータヘルス計画などの話の中でも、国の60%というのはいかなものかという議論にはなっている状況ではございますが、国が目標を掲げている限り、60%を目指しながら、また、各自治体が自治体独自のパーセントを推奨してよいと言われておりますので、45%とさせていただいております。

#### ○石田（ち）副委員長

ありがとうございます。

それで、データヘルス計画をつくるにあたっての作成の手引が厚生労働省から出ている中に、健康寿命を延伸する、ここに関する問題点の1つとして、保険者はこの間、個人に対する動機づけの方策を十分に講じてこない、そういうところが指摘されているのですが、こうした国の手引もある中で、こうしたものを区としてはどう評価していて、そして、第二期データヘルス計画は評価結果の見える化の段階に入りますとここには書かれているのですが、今回の冊子の中では、それほどこら辺に、全体に散りばめられているのか、どこかにまとまっているのか、それを伺いたいのと、あと、コラボヘルスというのがいろいろ、企業とコラボで健康づくりというのがすごくうたわれているのですが、6ページのところでは区の図書館とのコラボヘルスというのがあるのですが、それ以外に企業とのコラボヘルスという

のは今のところないのか、今後考えているものはあるのか、そこを伺いたいと思います。

#### ○三ッ橋国保医療年金課長

今回、ページでいきますと、6ページからは第二期データヘルス計画の新規事業の取り組みとさせていただいておまして、こちらの中で実際に区が受診率向上に向けての取り組み、例えば7ページ、受診率向上対策の保健事業計画の中で、例えば一番上の国保基本健診につきましても、受診率の向上に向けて、受診券を発送してまいります。国保の方へ具体的に取り組みはしているのです、こちら、7ページ以降、ずっと掲載しております。こちらは前回の1月22日にデータヘルス計画の概要をお示したときにも、ざっくりですけれども、概要はお示いたしました。

また、コラボヘルスにつきましては、先ほど委員ご指摘の図書館とのコラボヘルスもございましたけれども、例えば民間とのコラボでございまして、保健指導または重症化対策指導につきましては、民間の事業者と取り組みまして、委託をしております。

#### ○石田（ち）副委員長

わかりました。そうすると、見える化というところは、この事業の目的及び概要、こうしたところで目標等々を明らかにして、伸ばしていこうという姿勢が見える形にしているということでしょうか。

それで、67ページ、歯科リスク保持者の分析というところで、2) 歯科受診勧奨の効果ということで、勧奨対象者数が2,525人となって、この方々に、対象者数に勧奨し、効果が出たという表になっているのでしょうか。ちょっとよくわからない表かなと思うのですけれども、教えてください。

#### ○三ッ橋国保医療年金課長

67ページの歯科リスク保持者の分析でございますけれども、まずは歯科リスク保持者の中では、生活習慣病のリスク者の中で、歯科未受診の方を対象に受診勧奨いたしております。その中で実際に受診をした方が、こちらの表とさせていただきます。

#### ○石田（秀）委員長

ほかに。

いいですね。

以上で本件を終了いたします。

---

#### (6) メンタルチームサポート事業について

#### ○石田（秀）委員長

次に、(6)メンタルチームサポート事業についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

#### ○榎本荏原保健センター所長

私からは、メンタルチームサポート事業についてご説明いたします。

初めに事業開始の背景ですが、今年3月に「地方公共団体における精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」が国から通知されました。このガイドラインが出されることになりました経緯につきましては、平成28年7月におきた相模原の障害者入所施設での事件から、厚生労働省で検討会が続けられ、その結果の1つとして、医療の継続など、精神障害者への地域支援体制の強化が求められるようになりました。

この流れの中で、また、精神保健福祉法の改正についても昨年から上程の動きがあり、今年につきましてもタイミングを見まして上程予定になっております。その改正では、措置入院患者に対し、退院に

向けた支援が、保健所設置自治体の責務になることが想定されております。このような状況から、品川区におきましては、より早く準備を進めまして体制を整えてきたところでございます。

次に、事業目的ですが、病状不安定で精神疾患を患っている方、措置入院等の入院をしている方に対して、医療機関・福祉関係機関等と連携して、医療の継続、病状の安定を図るための支援を多職種チームで包括的に行っていくことで、対象の方の病状の悪化や再発を防ぎ、安定して地域で暮らし続けられるようにしていくことを目的としています。

事業内容についてですが、2つありまして、1つは（1）多職種チームによる支援、もう1つは（2）地域支援体制の検討になります。

多職種によるチーム支援についてですが、まず対象についてです。以下、4つにまとめました。いずれも精神疾患を持ち、困難性が高く、チームによる支援が必要な方々になります。

1つ目といたしましては、措置入院などで、退院後、地域生活に一定程度の支援が必要な方ということで、例えば単身の方、家族が高齢である等ということが考えられます。

2つ目としましては、多問題家族で病状変化の可能性があり、見守りが必要な方。これは、家族にも何らかの病気がある等も含まれてまいります。

3つ目といたしましては、過去に精神科の治療を受けていたけれども、治療中断によって再発防止の支援が必要な方。

4つ目といたしましては、まだ未受診の状況にありまして、今後、相談や医療につなげるための支援に期間を要するであろう場合などになります。

今までも、以上の方々に対して、保健センターとしては、地区担当保健師を中心として対応を行ってきており、場合によっては複数対応を行ってまいりました。この事業では、より困難な対象者に対して、多職種によるチーム支援を体系的に行っていくことで、他機関とともに連携して、より手厚い支援を進めていくということで始めるものでございます。

次に、内容ですが、個別支援の流れということで、別紙をつけさせていただきましたので、そちらをご覧ください。ご相談が入ってくる経路といたしましては、ご本人、家族のほか、医療機関、関係機関、近隣住民等の方からのご相談が入ります。電話や来所など、さまざまな形で入ってきます相談を、地区担当の保健師や心理職が主担当となって受けております。

この中で、事業の対象となると考えられる場合に、各保健センターごとに支援導入検討会議を開催いたしまして、状況を把握して、導入決定という流れでまいります。

そして次に、個別支援会議において支援の方針や内容、役割を話し合っ決めてまいります。個別支援会議は、資料の下にメンバー構成を挙げておりますけれども、この事業は保健師や心理職以外に、精神保健相談員ということで、今年度から専門非常勤を3保健センターで新たに3名配置いたしました。よりきめ細やかな支援体制を整えて、役割を担っていただくという形にいたしました。入院の場合は、退院に向けて個別支援会議を行うこともあります。これらの支援の計画は、ご本人のニーズ、ご家族のニーズを聞きながら進めていくものですので、事前に聞いて行う場合やご本人などの同席で会議を進めていく場合もございます。

支援の実施についてですが、訪問、電話、面接相談、同行受診などの方法で実施していきます。

この事業による支援は、6カ月をめどに、長くとも1年をめどに実施していきます。これは、一定の支援体制を整えたり、ご本人に安定の方向性が出てくる目安の期間としています。そのため、その時期にモニタリングを行い、状況確認をしてまいります。



個別支援全体会議についてですが、これは4カ月に1回、年に3回程度開催いたしまして、この事業で支援している対象者の状況を3保健センター合わせて確認してまいります。この会議には、アドバイザーとして精神科の専門医に入っただき、また、関係機関の支援者にも参加をお願いする予定でございます。この個別支援全体会議で対象者の状況と支援の継続・終了も確認していく流れとなります。

1枚目に戻っていただきまして、事業内容の2つ目の地域支援体制の検討です。これは精神障害者地域支援連絡会を年1回開催する予定で、退院後の医療の継続や安定した生活を目指していくために、精神障害者のよりよい地域支援体制を目標として、関係機関、関係所管等と協議していく予定でございます。

スケジュールといたしましては、4月当初、新たに配置されました精神保健相談員の研修を行いまして、その後、各保健センターで少しずつ支援の導入検討会議、個別支援会議等進めているところでございます。今年度は試行的に今行っておりまして、国の法改正の新たな動きも注視しつつ、進めてまいりたいと思っております。

#### ○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○鈴木（ひ）委員

メンタルチームサポート事業ということなのですが、新たに精神保健相談員が3名配置されたということなのですが、精神保健相談員というのは、精神保健福祉士という職、専門職としてはどんな方になっているのかということをお聞かせいただきたいのと、予算書で見ると、これが1,290万円と出ていたのですが、この積算というのはどういうことから1,290万円になっているのかということについてもお聞かせください。

あと、支援の実施ということで、面接相談、同行受診、訪問という形でされていくということなのですが、これを3名の精神保健相談員が中心にされていくことになっていくのかということもお聞かせいただきたいのと、あと、対象の患者は何人ぐらいを想定されているのかについてもお聞かせください。

#### ○榎本荏原保健センター所長

まず1つ目の精神保健相談員の専門職はということでございますが、現在、精神保健福祉士と臨床心理士もしくはその両方をお持ちの方などが中心になっております。精神障害者への対応経験が病院や施設などであるということも募集のときには掲げさせていただいて、やはり経験のある方がなってくださっています。

次に、1,290万円の中身ということでございますが、専門非常勤の3名分の経費という部分と、それから検討の会議を行うということで考えておりまして、精神障害者地域支援連絡会でありますとか個別支援全体会議でありますとか、そういった会議にかかわる予算も計上しております。あと、研修費でありますとか事務費でありますとか、あと、精神科医師に緊急訪問を何回かお願いするような費用も計上しております。

次ですが、先ほどの別紙の図を見ていただきますと、導入相談のところで、まず地区担当保健師・心理職、今の職員が中心となっております。なかなか人数が限られているのもございまして、かなりまめに、頻回、支援していかなければいけない対象者もございまして、そういった場合に、一番中心となっているのは地区担当保健師等ですけれども、実際に支援で見にいただくとか、そういう部分では

役割として担っていただくというような体制を考えております。また、もちろん同時に退院のときには病院に行ったりということで、複数対応が必要な方々もおりますので、一緒に動いたりということも多いかと思っております。

対象者の想定でございますけれども、昨年度、3保健センターにおきまして、ここに挙げました4つの形で対象者がどのぐらいいるか、調査したときがございます。そのときには200人余りの方がおりました。それから半年ぐらいたちまして、事業の直前、事業のスキームが大分決まってきた段階でもう一度確認したのですが、100名くらいの方を想定しております。ただ、非常に流動的で、よくなったり悪くなったりというような、お一人おひとり、そういう状況もございますので、一概には言えませんけれども、100名ぐらいと考えております。

#### ○鈴木（ひ）委員

ありがとうございます。そうすると、1,290万円、精神保健相談員が、精神保健福祉士とか臨床心理士とか、そういう本当に専門職であるにもかかわらず、これは非常勤ということでの体制なのかと思ったのですが、そうすると、丸々5日間、1日の配置ということではないのか、そこら辺の体制も、新たに3名とはいえ、多分常勤が3名配置されたという体制はこの金額ではいかならないのではないかなと思ったので、そこら辺のところをもうちょっと教えていただきたいのと、やはり中心が保健師ということなのですが、本当に品川区、毎回ここで言っているのですが、保健師が少ないので、本当に過重負担になっているという実態があると思いますので、こういう形で新たに、こういう支援というのはとても大事な支援だと思うのです。また、求められているとも思うのです。これも半年から1年ということでありましてけれども、これだけでは済まない、多分一旦かかるとその後もずっとかかわり続けるみたいなのというものではないかなと思うのです。

そういう点では、改めてこういう仕事が増えることにあわせて保健師の増員が必要ではないかなと思うのですが、その点についてもお聞かせいただけたらと思います。

#### ○榎本荏原保健センター所長

精神保健相談員についてですけれども、専門非常勤ということで、非常勤の職で、週4日、3名の方にはお願いしております。

あと、保健師の体制についてということでございますけれども、今回もさまざまな事業、どのあたりでやり切れていない部分などがあるかということで、1年近くかけて3保健センターで検討いたしました。こういう形で非常勤の配置をしたことで、そのやり切れていない部分に補填をしていくような形で、また、確保して進めていくということで行っているというところでございます。

#### ○鈴木（ひ）委員

改めて、保健師の増員でこういう施策が本当に過重負担でなく回るような形でということで、保健師の増員も要望しておきたいと思っております。

#### ○石田（秀）委員長

ほかにございますか。

#### ○石田（ち）副委員長

資料の4、スケジュールのところ、4月9日から個別支援を開始とあるのですが、そうすると、もう利用されている方がいるという状況なのではないでしょうか。それは何人ぐらいいらっしゃるのか、いれば教えてください。

#### ○榎本荏原保健センター所長

この事業の現在の進行状況ということでございますけれども、3保健センターで、4月初めに状況把握をしたり、さまざまな動き出しの準備はしておりましたけれども、その後、事業として動き出して、導入検討会議を既に行っている方が7件ほどございまして、そのほかに事業開始予定も含めると、11件ぐらいが現在動いているところです。

**○石田（秀）委員長**

ほかにございますか。

私から、1点、お願いだけしておきます。これ、いよいよ始まったかなと思っているのですが、厚生委員会等でもいろいろ視察等行きましたけれども、成功しているところは、この人がいたから成功したというような部門だと思っています。だから、マンパワーを育てるということをしないと多分大変なような気がするので、この人がいたから全てのことがこの部分については地域に返すことも含めてわかっているという人をぜひ育てていただきたいなと思います。それでないと、これは非常に大変なことだと思うので、地域交渉力もないと無理だと思うので、ぜひそれはお願いします。

それでは、以上で本件及び報告事項を終了いたします。

---

3 その他

**○石田（秀）委員長**

次に、予定表3、その他を議題に供します。

その他で何かございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○石田（秀）委員長**

特にないようですので、本日がこのメンバーでの最後の委員会となりますので、正副委員長より皆様にご挨拶をさせていただければと思います。

初めに、石田ちひろ副委員長からご挨拶をお願いいたします。

**○石田（ち）副委員長**

どうも1年間お疲れさまでした。本当に充実した委員会の内容になったかなと思っていますし、さらに、福祉の分野というのはこれからも途絶えることなくどんどん必要になってくる分野になると思いますので、引き続き区に対しても区民の立場で物を言っていける議会になっていきたいなと私は思っています。

1年間、ありがとうございました。

**○石田（秀）委員長**

それでは、最後に私から。

1つは事務局からも触れておいてほしいということがありましたので、最初にそれをお伝えします。平成28年9月26日に当委員会に付託され、同年9月27日に前期厚生委員会で審査を行い、継続の取り扱いとなっていました受動喫煙に関する4件の陳情につきましては、昨年7月10日に本委員会でも審議をし、引き続き国および都の動向を注視していくということで、継続審査とさせていただいております。

最近、マスコミ等の報道によりますと、都は4月20日に国の健康増進法改正案よりも厳しい内容となっている「東京都受動喫煙防止条例（仮称）骨子案」を示し、6月の都議会に条例案を提出して成立を目指しているようであります。ただ6月も出せないような新聞報道も一部ありましたが、当委員会は

常任委員会でございますので、次期の委員会に申し送りをいたしまして、今後、方向性が出たときに、再度陳情を取り上げていただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

それから、1年間、本当に皆さん、ありがとうございました。この前も議会報告会で視察の報告をさせていただきましたけれども、就労支援も含めて、障害者、また、高齢者の部分について、品川区でまだやることはたくさんあるのかなと思っております。

厚生委員会は、なかなかそういう意味では思ったようにことがとんとん進んでいく部署ではないのかなと思っておりますけれども、着実に一步ずつクリアしていかななくてはならない部分、時間がかかってやることはやっていくということが厚生委員会に課せられた使命だと思っております。

本当に1年間、皆さんのご協力ありがとうございました。

それでは、以上で予定表3、その他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、厚生委員会を閉会いたします。

○午後4時40分閉会